

○国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする  
場合の取扱いについて

昭和48年12月26日  
蔵理第5722号

改正 昭和51年 4月 2日蔵理第1491号  
同 52年 4月11日同 第1468号  
同 55年 4月10日同 第1186号  
同 57年 6月30日同 第2169号  
同 60年 4月24日同 第1227号  
同 63年 4月21日同 第1591号  
平成 元年 4月 1日同 第1668号  
同 2年 4月 1日同 第1296号  
同 5年 4月 1日同 第1063号  
同 8年 3月14日同 第 875号  
同 11年 4月 1日同 第1401号  
同 11年 9月21日同 第3638号  
同 13年 3月30日財理第1296号  
同 14年 3月29日同 第 981号  
同 16年 6月30日同 第2508号  
同 20年 5月 9日同 第1865号  
同 21年 12月25日同 第5594号  
同 24年 1月27日同 第 315号  
同 25年 3月26日同 第1448号  
同 29年 6月30日同 第2273号  
同 30年 3月30日同 第1150号  
同 30年 7月 2日同 第2242号  
同 31年 3月29日同 第1190号  
令和 元年 9月20日同 第3211号  
同 2年 12月 9日同 第3906号  
同 3年 6月11日同 第1932号  
同 3年 9月22日同 第3281号  
同 4年 6月 3日同 第1962号  
同 5年 6月28日同 第1885号  
同 5年 12月22日同 第3436号

同 6 年 7 月 2 9 日 同 第 2 3 1 2 号

大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

国有財産特別措置法（昭和 2 7 年法律第 2 1 9 号。以下「措置法」という。）第 3 条又は第 6 条の 2 の規定に基づき、普通財産の減額譲渡又は減額貸付け（以下「減額譲渡等」という。）をする場合のうち、その運用に係る施設の種類及びその減額率等の取扱いについては、下記によることとしたから、通知する。

なお、昭和 4 0 年 3 月 2 5 日付蔵国有第 5 0 9 号「国有財産特別措置法の規定に基づき普通財産を減額譲渡又は貸付けする場合の取扱いについて」通達は廃止する。

## 記

### 第 1. 措置法第 3 条の規定に基づく普通財産の減額譲渡等の取扱い

普通財産の減額譲渡等を行うことができる場合は、措置法第 3 条に規定する施設（以下「3 条施設」という。）のうち、以下に掲げるものとする。

#### イ. 新たに設置する場合

施設整備又は経常的な業務運営に対する国庫補助等が交付されるもの（交付予定を含む。）とする。

（注）「国庫補助等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 条に掲げるものをいう（以下、同じ）。

#### ロ. 既に設置されている場合（施設の増改築を含む。）

仮に新たに施設を整備するとした場合、施設整備にかかる国庫補助の交付対象となるもの（施設整備時点では国庫補助の対象とならなかったものを含む。）又は経常的な業務運営に対する国庫補助等が交付されるものとする。

なお、この範囲、財産の規模及び減額率については、次に定めるところによる。

#### 1. 3 条施設の範囲

上記イの場合における 3 条施設の範囲は、相手方が補助申請を行う際に適用される国庫補助交付要綱等の基準によるものとする。

また、上記ロの場合における 3 条施設の範囲は、別表「施設の範囲及び適正規模の

認定基準」（以下「別表」という。）の「施設の範囲」欄に掲げるものとする。

ただし、上記口の場合であっても、減額譲渡を行う場合については、契約日時点において適用される国庫補助交付要綱等の基準によるものとする。

（注1）措置法に規定する施設であることが前提であることから、相手方の利用計画及び減額譲渡等後の利用状況については十分に確認するように留意する。

（注2）上記口において減額譲渡を行う場合に用いる国庫補助交付要綱等については、本省において関係省庁に確認することから、事前に本省に連絡すること。

## 2. 土地及び建物の取扱い

### （1）財産の規模

減額譲渡等を行うことができる財産の規模は、適正規模と準適正規模とし、次により決定する。

適正規模とは、3条施設を維持運営するのに必要な最小規模面積をいう。準適正規模とは、適正規模をこえる場合に、そのこえる部分が必ずしも必要ではないが、あることが望ましいものであるときの規模面積をいう。

#### イ. 適正規模及び準適正規模

財務（支）局長、沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）が、相手方の事業計画及び事業内容並びに他の同種施設の状況等を勘案のうえ、次に掲げる面積の範囲内で決定する。

この場合、当該施設が主要な施設の敷地と別地に所在するものであっても（例えば同じ学校の校舎で、車道を隔てて別棟が存する場合のように機能的に一体として運用される場合等）、一体として措置法の規定を適用すべき場合があることに留意すること。

##### i. 適正規模

別表の「適正規模の認定基準」により算定した面積とする。ただし、上記第1のイの場合又は第1のロの場合であって減額譲渡を行う場合については、上記第1の1に準じて、相手方が補助申請を行う際等に適用される国庫補助交付要綱等の基準によるものとする。この場合において、当該国庫補助交付要綱等の基準に敷地の規模の定めのない施設については、別表に規定する基準を適用するものとする。

##### ii. 準適正規模

###### a. 適正規模の5割に相当する面積

b. aのほか、措置法第3条第1項第1号イ、ロ又はチに規定する施設に運動場、作業用地等を付設する場合には、事業の許認可等の権限を有す

る関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積

ロ. 施設が併置又は併設される場合の取扱い

対象財産が一区画の土地であって、当該土地に2以上の施設が併置又は併設される場合の適正規模及び準適正規模（以下「適正規模等」という。）の計算は、次による。

i. 3条施設と3条施設以外が、別棟として併置される場合

3条施設の適正規模等の面積によることとする。

なお、各々の敷地が利用計画図等により明確に敷地面積が区分され、かつ別々に機能していると見られる場合には3条施設の敷地にかかる部分のみが減額の対象となりうること、また、その他の場合には各々の施設ごとの延床面積によりあん分して求められた3条施設の敷地面積に相当する面積のみが減額の対象となりうることに留意すること。

ii. 3条施設が、別棟として2棟以上併置される場合

各施設ごとに算定した適正規模等の面積を合算した面積による。

（別添「計算例」Ⅰ参照）

iii. 1棟の建物に、2以上の3条施設が併設される場合

建物全体が、当該建物に併設される各3条施設のうち主たる施設の用に供されるものとして当該主たる施設の算定基準を適用して算定した適正規模等の面積による。

a. 設置者が同一の場合（別添「計算例」Ⅱ～a参照）

b. 設置者が異なる場合（別添「計算例」Ⅱ～b参照）

iv. 1棟の建物に、3条施設とそれ以外の施設とが併設される場合

建物の全体が、当該3条施設の用に供されるものとして仮の適正規模等の面積を計算し、この面積を当該3条施設とそれ以外の施設との延床面積によりあん分した面積による。

（別添「計算例」Ⅲ参照）

ハ. その他の特別の場合の取扱い

i. 既存の3条施設（施設又はその敷地が現在又は過去において国有財産であったか否かを問わない。）を改築又は増築するため普通財産を必要とする場合

改築又は増築後の利用計画及び定員等を基として算定した適正規模等の面積から既存の3条施設の面積を控除した面積による。

この場合、既存の3条施設の面積は、まず、新たに算定した適正規模の面積から控除し、残余がある場合には準適正規模の面積から控除する。（下記

ii の b 及び iii の場合において準用する。)

ii. 既存の 3 条施設（施設又はその敷地が現在又は過去において国有財産であったか否かを問わない。）を廃止して、同種施設を別の場所に建設するため普通財産を必要とする場合

a. 既存の 3 条施設又はその敷地が減額譲渡、譲与、減額貸付又は無償貸付の対象となる他の用途に転用される場合には、新たに建設する 3 条施設について、新設の場合の例によって算定した適正規模等の面積による。

この場合において、既存の 3 条施設にかかる財産の譲渡又は貸付が行われるときは、その対価及び用途が国における普通財産の処理と同様の基準で行われるものでなければならない。

b. a 以外の場合においては、新たに建設する施設について算定した適正規模等の面積から、既存の 3 条施設又はその敷地の面積を控除した面積による。

iii. 普通財産と相手方保有財産とを一体として 3 条施設の用に供する場合

3 条施設の適正規模等の面積から相手方保有財産（普通財産以外の財産で新たに買収するもの及び借用しているものを含む。）の面積を控除した面積による。

iv. 地形狭長等で単独利用困難な土地を譲渡等する場合については、これら国有地を他の者が利用することは事実上困難であること等を踏まえ、普通財産と一体で利用する相手方保有財産の大小にかかわらず、適正規模等の面積の範囲内で減額譲渡等をする。

（別添「計算例」IV 参照）

v. 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 96 条第 2 項に規定する交付金（以下「沖縄振興交付金」という。）が交付される施設の用に供する場合

3 条施設のうち、沖縄振興交付金が交付される施設の用に供する場合には、本交付金の制度趣旨に鑑み、相手方の利用計画による建物の建面積をもって、建物の適正規模とすることができるものとする。

また、敷地の適正規模については、別表の「適正規模の認定基準」により算定するものとし、敷地の規模の定めのない施設については、別表 1.

(1) に規定する基準を適用するものとする。

## (2) 減額率

適正規模と準適正規模に区分し、それぞれ次による。

イ. 適正規模については、5 割。

ロ. 準適正規模については、4割。

### 3. 工作物及び立木竹の取扱い

工作物及び立木竹については、土地又は建物に適用される減額率により次により減額する。

工作物の減額率の決定に当たっては、まず、土地に付随する工作物と建物に付随し又はこれに類する工作物（注参照）とに区分し、土地に付随する工作物及び立木竹については、土地に適用される減額率を、建物に付随する工作物については、建物に適用される減額率を適用する。

なお、当該工作物等の減額率の基礎となる土地又は建物の減額率が2種以上にわたっている場合（例えば、5割減額、4割減額と時価）には、土地又は建物の減額率別の価格に対応する減額前の評価額の減額率別の構成割合によって、工作物等の評価額を価格あん分し、それぞれに所定の減額割合を乗じて算定する。

（別添「計算例」V参照）

（注） 土地に付随する工作物とは、土地に付随して土地の効用を保持し、又はその効用を高めている工作物で例えば、土留、土塁、舗床、貯水池、貯槽等をいい、建物に付随する工作物とは、建物に付随して建物の効用を保持し又はその効用を高めている工作物で、例えば、照明装置等をいう。

## 第2. 措置法第6条の2の規定に基づく土地の減額譲渡の取扱い

措置法第6条の2第1項の規定に基づき普通財産の処分を行う場合において、同項第1号又は第2号に掲げる建物を取りこわして、その敷地に設置することができる施設の範囲、減額譲渡とすることができる敷地の規模及び減額率は次に定めるところによる。

### 1. 施設の範囲

施設の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設（児童遊園、共同浴場、集会場及び管理事務所を含む。以下「住宅施設」という。）
- (2) 公共の用に供する施設（以下「公共用施設」という。）
- (3) 住宅施設又は公共用施設と同一の建物に、あわせて建設する店舗及び事務所の施設（以下「関連施設」という。）

（注）① 公共用施設とは、学校、病院、公民館、社会福祉事業施設、公園、緑地、公共駐車場及び自動車ターミナル等住民の福祉を増進する目的でその

利用に供するため、地方公共団体が設置し、管理するものをいう。

- ② 関連施設とは、日用品の販売のための店舗、区役所の出張所、郵便局及び電気、ガス又は水道事業者のサービスセンターの事務所等住宅施設又は公共用施設の設置に関連して必要となる施設をいう。
- ③ 1の各号に掲げる施設のうち、店舗、郵便局のようにその運営が当該敷地を譲渡する地方公共団体以外の第三者によって行われる場合には、当該地方公共団体が関連施設を建設し、これを当該第三者に賃貸借又は使用貸借等により使用又は収益させるときに限り、当該敷地を減額譲渡することができる。
- ④ 敷地が、1の各号に掲げる施設の用に供される場合において、その具体的用途からみて、当該敷地を譲渡する地方公共団体に対し、他の法令の規定に基づき無償貸付又は譲与することができるときは、当該用途に供する敷地を、当該地方公共団体に対し、他の法令の規定を適用して無償貸付又は譲与することができる。

## 2. 敷地の規模及び減額率

減額譲渡することができる敷地の規模及び減額率は次による。

- (1) 住宅施設及び公共用施設（他の法令の規定に基づき、減額譲渡等又は無償貸付を行うことができるものに限る。）の用に供される敷地
    - イ. 第1の2の(1)に準じて算定した適正規模（別表の「施設の範囲」欄に掲げられていない施設については、事業計画及び事業内容等を勘案のうえ、財務局長等が適正規模に相当すると認めた規模）の敷地については、7割。
    - ロ. イ以外の敷地については、6割。
  - (2) (1)以外の施設の用に供される敷地については、6割。
- (注) 工作物のうち土地に付随するもの及び立木竹については、第1の3に準じて取扱うものとする。

## 3. 売買契約の特約

平成13年3月30日付財理第1298号「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」通達別紙第2標準契約書式第3号書式及び第8号書式については、次の例により、一部修正のうえ使用するものとする。

(指定用途)

第 条 乙は、売払申請書に添付した事業計画書及び利用計画書に定めるとおり、令和 年 月 日付 契第 号で別に譲与契約する建物（以下「譲与建物」という。）を取りこわして、売買物件を住民に賃貸する目的で経営する住宅及

び学校、病院、公園その他の公共の用に供する施設並びにこれらの施設の設置に関連して必要となる事務所及び店舗の用（以下「指定用途」という。）に自ら供し、又はこれらの施設の運営を乙以外の者によって行わせる場合には、当該乙以外の者をして指定用途に供させなければならない。

（指定期日）

第 条 乙は、売買物件をそれぞれ次に定める期日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供し、又は供させなければならない。

イ 土地  $m^2$ （別添利用計画図のA地区）令和 年 月 日まで

ロ 土地  $m^2$ （別添利用計画図のB地区）令和 年 月 日まで

：

ホ 土地  $m^2$ （別添利用計画図のE地区）令和 年 月 日まで

（譲与契約する建物に居住している者の収容）

第 条 乙は、譲与建物の居住者を売払申請書に添付した事業計画書に記載したとおり売買物件に建設する住宅施設に収容し、又は他の住宅施設へ移転させるための必要な措置を令和 年 月 日までに、とらなければならない。

2 乙は、前項の収容等の措置が完了するまで毎年1回その状況を甲に報告しなければならない。

（注） 措置法第6条の2の規定を適用して、普通財産の処理をしようとする場合には、国有財産特別措置法施行令第6条の規定により、申請書に、当該居住用建物の取りこわしについての居住者等の同意書及び取りこわす建物に居住している者の収容等の計画書等を添付させることになっているので留意する。

### 第3. その他

措置法第3条の規定に基づき減額貸付中のもので、施設が充足したことにより、施設整備費又は経常費にかかる国庫補助の対象から除外されたもの（老人福祉センター、児童遊園、公民館、公立図書館、公立博物館等）については、原則として、国庫補助の対象から除外された時点で適用されていた適正規模等の面積を引き続き適用するものとする。

ただし、施設の増改築、相手方保有面積の拡大、収容定員の変更等により、適正規模等の面積について縮小が認められる場合には、相応の適正規模等の面積の引き下げを行うものとする。なお、反対に、適正規模等の面積について拡大が認められる場合には、適正規模等の面積の引き上げは行わず、前段のとおり適正規模等の面積を適用することに留意すること。

（注） ここでいう減額貸付中のものとは、現に措置法第3条の適用を受けるものであり、関係法令の改正により、措置法第3条の対象外となった施設は原則としてその時点で直ちに時価貸付けに移行することに留意すること。



#### 第4. 特例処理

この取扱要領により処理することが適当でない認められる場合には、その理由を付して、理財局長の承認を受けなければならない。

#### 第5. 経過措置

##### 1. 措置法第3条の規定に基づき減額貸付中のものの取扱い

原則として、次の貸付料改定期までは、従前の例によるものとする。ただし、事業計画及び利用計画等の変更により貸付料が変更になるものについてはこの限りではない。

なお、減額貸付けは、貸付料増額の可能性がある契約であることから、新規貸付け時及び貸付料改定期において、次の貸付料改定期に貸付料が増額する可能性があることを貸付相手方に対し周知すること。

##### 2. 時価貸付中のもので、措置法第3条の規定に基づく減額貸付ができることとなるものの取扱い

相手方の申請をまって、次の貸付料改定期までの間に減額貸付契約に変更するものとする。

#### 第6. 書面等の作成・提出の方法

##### 1. 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

##### 2. 電子メール等による提出

（1）本通達に基づく提出の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

（2）上記(1)の方法により提出を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

別 表

施設の範囲及び適正規模の認定基準

施設の範囲	適正規模の認定基準
<p>1. 医療施設等 (1) へき地診療所</p>	<p>(適正規模算定に当たっての留意点)            適正規模の算定に当たっては、処分等相手方から事業計画書、利用計画書、利用計画図等に加え、当該相手方が所管大臣等に国庫補助金を申請する際の申請書類等の写し及び補助金算定の根拠となる資料（当該補助金に係る交付要綱、関係法令の写し等）等を提出させ、適正規模を算定するものとする。</p> <p>その際、必要に応じて相手方に対し利用計画にかかるヒアリングを行う等十分に内容を審査のうえ、適正規模を決定するものとする。なお、相手方が当初の事業計画及び利用計画の提出以降において変更が生じた場合には、その都度、報告を受けるようにし、対象施設以外の施設を誤って減額対象としないようにすること。</p> <p>1. 建物の規模            (1) 診療部門                イ 無床の場合      160㎡                ロ 有床の場合      5床以下      240㎡                                        6床以上      760㎡            (2) 医師住宅           80㎡            (3) 看護師住宅         80㎡            (注) 上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の規模            敷地の適正規模については、以下により算出することとする。            当該地域に関する都市計画において、建築面積の敷地面積に対する割合が、3/10、4/10、5/10、6/10、7/10又は8/10のいずれかに定められることとなっているので、当</p>

該敷地の適正規模は、その逆数を当該施設の建面積に乗じたものとし、具体的な取り扱いについては、次の区分によること。

- (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は工業専用地域内に建物を建設する場合

$$\text{当該施設の建面積} \times \left( \begin{array}{l} 10/3、 \\ 10/4、 \\ 10/5、 \\ \text{又は} 10/6 \end{array} \right)$$

- (2) 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は準工業地域内に建物を建設する場合

$$\text{当該施設の建面積} \times \left( \begin{array}{l} 10/5、 \\ 10/6、 \\ \text{又は} 10/8 \end{array} \right)$$

- (3) 近隣商業地域内に建物を建設する場合

$$\text{当該施設の建面積} \times \left( \begin{array}{l} 10/6、 \\ \text{又は} 10/8 \end{array} \right)$$

- (4) 商業地域内に建物を建設する場合

$$\text{当該施設の建面積} \times 10/8$$

- (5) 工業地域内に建物を建設する場合

$$\text{当該施設の建面積} \times \left( \begin{array}{l} 10/5、 \\ \text{又は} 10/6 \end{array} \right)$$

- (6) 用途地域の指定のない区域内に建物を建設する場合

$$\text{当該施設の建面積} \times \left( \begin{array}{l} 10/3、 \\ 10/4、 \\ 10/5、 \\ 10/6、 \\ \text{又は} 10/7 \end{array} \right)$$

(特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し都市計画地方審議会

の議を経て定める建蔽率の逆数)

(7) 上記(1)～(6)の適用について次の(イ)・(ロ)のいずれかに該当する場合は、それぞれの算式の分母に1を加えたものに建物建面積を乗ずることとし、いずれにも該当する場合は、それぞれの算式の分母に2を加えたものに建物建面積を乗ずることとする。

(イ) 建蔽率の限度が十分の八とされている地域外で、かつ、防火地域内において耐火建築物等を建設する場合又は準防火地域内において耐火建築物等若しくは準耐火建築物等を建設する場合

(ロ) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定する地域内において建物を建設する場合

(8) 建蔽率の限度が十分の八とされている地域内で、かつ、防火地域内において耐火建築物等を建設する場合

$$\text{当該施設の建面積} \times 10 / 10$$

(注) ここでいう「当該施設の建面積」とは、相手方の利用計画による建物の建面積と上記1によって算定した建物の適正規模の面積のいずれか小さい方の面積を指す。

この場合、土地の位置・環境・規模等からみて、あるいは施設の性格からみて建物の高度化が可能と思われるものについては、容積率等を考慮し当該土地の利用計画において、十分配慮するものとする。

(算定例)

a 本通達による建物の適正規模の面積

$$1,000\text{m}^2$$

b 相手方の利用計画による建面積

$$900\text{m}^2$$

c 建蔽率80% の場合

a>b であり、「当該施設の建面積」は900m<sup>2</sup>

	<p>したがって、当該敷地の適正規模は、</p> $900\text{m}^2 \times 100 / 80 \text{ (建蔽率の逆数)}$ $= 1,125\text{m}^2$
(2) 過疎地域等 特定診療所	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 診療部門            160m<sup>2</sup></p> <p>(2) 医師住宅            80m<sup>2</sup></p> <p>(3) 看護師住宅        80m<sup>2</sup></p> <p>(注) 上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(3) 臨床研修病院	<p>1. 建物の規模</p> <p>500m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(4) へき地医療 拠点病院	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 診療部門            1,000m<sup>2</sup></p> <p>(2) 医師住宅            1戸当たり    80m<sup>2</sup></p> <p>(ただし2戸を限度とする。)</p> <p>(注) 上記診療部門の面積には、検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(5) 産科医療機 関施設	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 診療部門            194m<sup>2</sup></p>

<p>(6) 分娩取扱施設</p>	<p>(2) 宿泊施設 室数 × 40㎡ (ただし2室を限度とする。)</p> <p>(注) 上記診療部門の面積には、分娩室、病室等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 (1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数 × 40㎡ (ただし2室を限度とする。)</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(7) 死亡時画像診断システム等施設</p>	<p>1. 建物の規模 60㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(8) 精神科病院</p>	<p>1. 建物の規模 1病床当たり 25.0㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(9) 精神保健福祉センター</p>	<p>1. 建物の規模 (1) A級(施設規模825㎡以上かつ、都道府県人口規模300万人以上) 825㎡ (2) B級(A級以外) 408㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>

<p>(10) 精神科デイ・ケア施設</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 独立施設型 定員1人当たり 16.3㎡</p> <p>(2) 病院付設型(認知症デイ・ケア施設含む) 定員1人当たり 11.3㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(11) 多剤耐性結核専門医療機関</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(12) エイズ治療拠点病院</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(13) 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(14) 第二種感染症指定医療機関</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>1病床当たり 15.0㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>

<p>(15) 感染症外来協力医療機関</p>	<p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(16) 精神科救急医療センター</p>	<p>1. 建物の規模 1病床当たり 25.0㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(17) 新型インフルエンザ等患者入院医療機関</p>	<p>1. 建物の規模 1病床当たり 15.0㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(18) 休日夜間急患センター</p>	<p>1. 建物の規模 (1) 人口10万人以上の場合 150㎡ (特別に必要な場合は、300㎡を限度。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 100㎡ (特別に必要な場合は、200㎡を限度。)</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(19) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院</p>	<p>1. 建物の規模 150㎡ (特別に必要な場合は、300㎡を限度。) (心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度)15㎡を加算。) (脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度)15㎡を加算。)</p>



<p>(20) 救命救急センター</p>	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 2, 300㎡ (30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減。) (脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算。) (小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度)15㎡を加算。) (心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算。) (重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算。)</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(21) 小児救急医療拠点病院</p>	<p>1. 建物の規模 150㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(22) 小児初期救急センター</p>	<p>1. 建物の規模 300㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(23) 小児集中治療室</p>	<p>1. 建物の規模 1床当たり 20㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p>

<p>(24) 小児医療施設</p>	<p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1,300㎡</p> <p>(2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 800㎡</p> <p>(3) 小児総合病院 4,000㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(25) 周産期医療施設</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 500㎡</p> <p>(2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 300㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(26) 地域療育支援施設</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>1床当たり 130㎡</p> <p>(10床を限度。)</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(27) 共同利用施設</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 特殊診療棟 300㎡</p> <p>(2) 開放型病棟</p> <p>耐火構造 1床当たり 13.88㎡</p> <p>ブロック・木造 1床当たり 12.56㎡</p> <p>(50床を限度。)</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(28) 医療施設近代化施設</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 病院</p>

	<p>イ. 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡ × 整備後の整備区域の病床数</p> <p>ロ. 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡ × 整備後の整備区域の病床数</p> <p>(2) 診療所</p> <p>イ. 無床の場合 160㎡</p> <p>ロ. 有床の場合</p> <p>① 5床以下の場合 240㎡</p> <p>② 6床以上の場合 760㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(29) 基幹災害 拠点病院	<p>1. 建物の規模</p> <p>2, 300㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(30) 地域災害 拠点病院	<p>1. 建物の規模</p> <p>2, 300㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(31) 災害拠点 精神科病院	<p>1. 建物の規模</p> <p>2, 300㎡</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(32) 腎移植施設	<p>1. 建物の規模</p> <p>100㎡</p>

<p>(33) 特殊病室 施設</p>	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(34) 肝移植施設</p>	<p>1. 建物の規模 100㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(35) 治験施設</p>	<p>1. 建物の規模 (1) 治験専門外来 100㎡ (2) 治験管理部門 75㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(36) 特定地域 病院（改築）</p>	<p>1. 建物の規模 (1) 病棟 既存病床数 × 30% × 13.88㎡ (一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数 × 13.88㎡を差し引いた面積を限度。)</p> <p>(2) 診療棟 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>

<p>(37) 医療施設 土砂災害防止 施設整備事業 の対象施設</p>	<p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(38) 医療施設 等耐震整備事 業の対象施設</p>	<p>1. 建物の規模 2, 300㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(39) 医療機器 管理室</p>	<p>1. 建物の規模 80㎡</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>(40) 医療施設 等災害復旧費 補助金対象施 設</p>	<p>医療施設等災害復旧費補助金対象の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記(1)及び(2)のとおりとする。</p> <p>公的医療機関施設、へき地診療所、救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、救急医療情報センター</p> <p>(1) 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>(2) 敷地の規模</p>

<p>(41) 介護老人 保健施設</p>	<p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
<p>2. 社会福祉法第 2条にいう社会 福祉事業の施設</p>	<p>1. 社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記(1)及び(2)のとおりとする。</p> <p>特別養護老人ホーム(併設される老人短期入所施設(ショートステイ)を含む)(注1)、生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業の施設(注2)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所(小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、老人デイサービスセンター(認知症対応型のみ)、老人短期入所施設(緊急用ショートステイのみ)</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉ホーム、無料低額宿泊施設、日常生活支援住居施設</p> <p>保育所、小規模保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時保護施設、児童自立生活援助事業所、一時預かり事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、女性自立支援施設、隣保館、生活館、こども家庭センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援</p>

助事業所、児童育成支援拠点事業所、子育て短期支援事業所、病児保育事業を実施するための施設

(注1) 併設される短期入所施設(ショートステイ)とは、特別養護老人ホームと同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホームと一体的に行われているものを指す。

(注2) 生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業の施設については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」(平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号)において基準が示されていることに留意する。

(1) 建物の規模

イ. 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。

ロ. 看護小規模多機能型居宅介護事業所(小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ)については、老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第1条の6の2に規定するサービスであって、本通達においては、次の(イ)及び(ロ)を合算した面積による。

(イ) 食堂、宿泊施設等の小規模多機能型居宅介護に係る用のみに供されている施設の面積

(ロ) 事務所、職員用トイレ等の小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の双方の用に供する施設の面積の1/2

(2) 敷地の規模

へき地診療所の場合の基準を適用する。

2. 社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記(1)及び(2)のとおりとする。

小型児童館、児童センター、放課後児童健全育成事業の施設

(1) 建物の規模

<p>3. 学校教育法第1条に規定する学校の施設等</p> <p>(幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 大学 短期大学 高等専門学校 学校給食施設)</p>	<p>イ. 小型児童館 217.6㎡ (都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等においては、163.2㎡) (注) 上記小型児童館の面積には、集合室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備が含まれている。</p> <p>ロ. 児童センター 336.6㎡ (大型児童センターにあつては、500㎡) (注) 上記児童センターの面積には、集合室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備のほか、大型児童センターにあつては、スタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備、社会参加活動の拠点として活用するための設備等が含まれている。</p> <p>ハ. 放課後児童健全育成事業の施設 1人当たり 1.65㎡</p> <p>(2) 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>建物及び敷地の規模については、別紙1から9までに定めるところによる。</p> <p>(学校施設の規模算定に当たつての留意点)</p> <p>① 公立学校施設の建物の適正規模については、各施設にかかる施設台帳が整備されているものについては、台帳記載の必要面積を適正規模とすることができる。 なお、この場合次の③の修正は行わない。</p> <p>② 校舎、寄宿舎、運動場等複数の種類の施設が一画地に設置される場合の敷地の適正規模の算定は次のとおりとする。</p> <p>i) 各施設ごとの土地使用面積が既存の実測図等により明確に区分できるものについては、当該各施設ごとにそれぞれ適正規模面積を算定する。</p> <p>ii) 各施設ごとの土地使用面積が明確に区分できないものについては、それぞれの施設にかかる敷地の適正規模面積の</p>
--	--



<p>4. 職業能力開発促進法第16条第1項又は第2項の規定により設置される職業能力開発校等の施設 (職業能力開発校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発促進センター 障害者職業能力開発校)</p> <p>5. 更生保護事業法第2条にいう更生保護施設</p>	<p>合計として差支えない。</p> <p>③ 学校敷地内に設置される水泳プール、武道場、クラブハウス等3条施設以外の学校施設については、適正規模算定にあたり考慮しないものとする。</p> <p>④ 大学の学部が分散して所在している場合において、研究・設備・設置地域等の理由により独立性の強い特定の学部(医学部、農学部等)が、本部施設及び厚生施設を除き他の学部との共用施設を有していないときは、当該特定の学部を一の学校施設とみなして学部単位で適正規模面積を算定して差支えない。</p> <p>⑤ 児童・生徒・学生数、学級数については、直近の5月1日時点のものとする。ただし、新設の場合は、定員とする。</p> <p>1. 建物の規模 職業能力開発校等の適正規模については、別紙10に定めるところによる。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。 なお、屋外実習場を整備する場合は、別紙10に定める面積を加算できるものとする。</p> <p>1. 建物の規模 (1) 収容施設      収容定員1人当たり      27.7㎡ (被保護者の集団処遇のための専用の集会室及</p>
---	---



<p>(3) 公営住宅に準じて経営する住宅施設</p> <p>7. 公害の防止のために必要な事業に係る施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設(ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。))</p> <p>8. 一般の利用に供するためのスポーツ施設 (1) 体育館</p>	<p>公営住宅の場合の基準を準用して算定する。</p> <p>建物及び敷地の規模 公営住宅の場合の基準を準用して算定する。</p> <p>建物及び敷地の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 (注) 当該廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金及び農山漁村地域整備交付金実施要綱により国の負担又は補助の対象となる場合に限るものとする。</p> <p>1. 建物の規模 (1) 地域スポーツセンター 4,000㎡ (注) 上記地域スポーツセンターの面積には、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室、更衣室、浴室、サウナ室、資料展示室、スポーツ団体室、事務室、指導員室、医務室等が含まれている。 ただし、体育・スポーツに関する科学的な研究を行うために必要な室又は利用者のための宿泊室を併設する場合には、2,000㎡の限度内で面積を加算する。</p>
--	---

<p>(2) 水泳プール</p>	<p>(2) 地域武道センター 2, 100㎡ (注) 上記地域武道センターの面積には、柔・剣道場並びにこれに附属する管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、便所、用具室等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の面積 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 屋内地域スイミングセンター、屋外地域スイミングセンター</p> <table border="0" data-bbox="603 891 1058 976"> <tr> <td>プール本体</td> <td>水面積</td> <td>600㎡</td> </tr> <tr> <td>談話室等</td> <td>床面積</td> <td>100㎡</td> </tr> </table> <p>(2) 屋内浄水型水泳プール プール本体 水面積 600㎡</p> <p>(3) 屋外浄水型水泳プール プール本体 水面積 400㎡</p> <p>(水泳プールの規模算定に当たっての留意点) プール本体の水面積及び談話室等の床面積の上限に、以下の施設から、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を加算したものとする。</p> <p>更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等の諸施設</p> <p>2. 敷地の規模 屋内水泳プールの場合は、へき地診療所の場合の基準を適用する。 屋外水泳プールの場合は、施設本体に、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を加算したものとする。</p>	プール本体	水面積	600㎡	談話室等	床面積	100㎡
	プール本体	水面積	600㎡				
談話室等	床面積	100㎡					

<p>(3) 運動場</p>	<p>1. 建物の規模</p> <p>地域屋外スポーツセンター（クラブハウス） 330㎡</p> <p>(注) 上記地域屋外スポーツセンター（クラブハウス）の面積には、陸上競技場等に附属する管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>次に掲げる面積を上限とし、上記1の施設を整備する場合は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を運動場面積に加算するものとする。</p> <p>(注) ここでいう運動場の面積は、陸上競技場等として実際に運動を行う目的の区画の面積をいう。</p> <p>地域屋外スポーツセンター（運動場又は照明施設） 10,000㎡</p>
<p>9. 防災施設</p>	<p>建物及び敷地の規模</p> <p>防災施設については、国有財産特別措置法施行令第3条第3項各号に掲げる施設のうち、施設整備に当たり国の補助を受ける次の施設等を対象とし、その規模は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積とする。</p> <p>水防施設、水防活動広域支援施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、防火水槽（林野分）、救助活動等拠点施設等、活動火山対策避難施設、画像伝送システム（施設分）、広域訓練拠点施設、救急安心センター等整備事業、高機能消防指令センター総合整備事業、消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム、消防防災施設災害復旧費補助対象施設・設備（消防庁舎、消防団拠点施設等整備事業、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽、林野火災用活動拠点広場、画像伝送システム（施設分）、消防救急無線施設、防災行政無線施設、消防指令センター整備事業、ヘリコプター離着陸場など）</p>
<p>10. 研究所、試</p>	<p>建物及び敷地の規模</p>

<p>験場 魚類のふ化場</p> <p>1.1. 日本赤十字社の業務の用に供する施設</p>	<p>事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積とする。</p> <p>1. 日本赤十字社の業務の用に供する施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（１）及び（２）のとおりとする。</p> <p>原爆医療施設、保護施設、障害福祉サービス事業所、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉ホーム、児童福祉施設（児童厚生施設を除く）、児童自立生活援助事業所、一時預かり事業所、小規模住居型児童養育事業所、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、子育て短期支援事業所、その他の施設</p> <p>（１） 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>（２） 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>2. 日本赤十字社の業務の用に供する施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（１）及び（２）のとおりとする。</p> <p>へき地診療所、離島等患者宿泊施設、産科医療機関施設、分娩取扱施設</p> <p>（１） 建物の規模</p> <p>イ. へき地診療所</p> <p>① 診療部門</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 無床の場合</td> <td>160㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 有床の場合</td> <td>5床以下</td> <td>240㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6床以上</td> <td>760㎡</td> </tr> </table>	・ 無床の場合	160㎡		・ 有床の場合	5床以下	240㎡		6床以上	760㎡
・ 無床の場合	160㎡									
・ 有床の場合	5床以下	240㎡								
	6床以上	760㎡								

<p>12. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 （以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園の施設 （1）幼保連携型認定こども園</p>	<p>② 医師住宅 80㎡ ③ 看護師住宅 80㎡ （注）上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。</p> <p>ロ. 離島等患者宿泊施設 室数 × 40㎡</p> <p>ハ. 産科医療機関施設 ① 診療部門 194㎡ ② 宿泊施設 室数 × 40㎡ （ただし2室を限度とする。） （注）上記診療部門の面積には、分娩室、病室等が含まれている。</p> <p>ニ. 分娩取扱施設 ① 分娩室、病室、入所室等 194㎡ ② 宿泊施設 室数 × 40㎡ （ただし2室を限度とする。）</p> <p>（2）敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模</p>
---	---

次に掲げる（１）及び（２）の面積を合算した面積とする。

（１） 次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積

学級数	面積（㎡）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

（２） 満3歳未満の園児数に応じ、次の表により算定した面積

乳児室	$1.65 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数}$
ほふく室	$3.3 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくするものの数}$
保育室又は遊戯室	$1.98 \text{ m}^2 \times \text{満2歳以上の園児数}$

## 2. 敷地の規模

次に掲げる（１）及び（２）の面積を合算した面積とする。

（１） 園舎敷地

へき地診療所の場合の基準を適用する。

（２） 園庭

次に掲げるイ及びロの面積を合算した面積と相手方利用計画による園庭の面積のいずれか小さい方。

イ. 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

① 次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積

学級数	面積（㎡）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$



<p>(2) 幼稚園型認定こども園</p>	<p>② <math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満3歳以上の園児数</p> <p>□ <math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満2歳以上満3歳未満の園児数</p> <p>建物及び敷地の規模</p> <p>「施設の範囲 3. 学校教育法第1条に規定する学校の施設等」のうち、幼稚園の場合の基準を適用することとし、算出にあたっては、施設全体の学級数をもって算定するものとする。</p> <p>なお、この場合において、幼稚園型認定こども園の施設のうち、認定こども園法第3条第2項第1号に規定する保育を行う部分にかかる学級数の定めがなく、当該保育を行う幼児の定員が定められているときは、定員35人当たり1学級と換算したうえで算定するものとする。</p>
<p>(3) 保育所型認定こども園</p>	<p>建物及び敷地の規模</p> <p>「施設の範囲 2. 社会福祉法第2条にいう社会福祉事業の施設」のうち、保育所の場合の基準を適用することとし、算定にあたっては、施設全体の定員をもって算定するものとする。</p> <p>なお、この場合において、認定こども園法第3条第2項第2号に規定する満3歳以上の子どもに対する保育を行う部分にかかる定員の定めがなく、当該部分の学級数が定められているときは、1学級当たり定員35人と換算したうえで算定するものとする。</p>

別紙 1 幼稚園の適正規模基準

第 1 建物の規模

園舎

学級数に応じ、次の表を適用して算定する。

(単位：㎡)

学級数	基準面積
1 学級及び 2 学級	307+209 (N-1)
3 学級から 5 学級	725+161 (N-3)
6 学級から 8 学級	1,208+168 (N-6)
9 学級以上	1,713+161 (N-9)

(注 1) N・・・学級数

(注 2) 上表の基準は温暖地の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
28 ㎡×N	14 ㎡×N

(注 3) 「一級積雪寒冷地域」とは、冬季平均気温零下 5 度以下又は積雪量 300 月センチメートル以上の地域をいう。

「二級積雪寒冷地域」とは、冬季平均気温零下 5 度から零度まで又は積雪量 100 月センチメートル以上 300 月センチメートル未満の地域をいう。

(以下の学校施設についても同じ。)

(注 4) 当該幼稚園に在籍する満 3 歳以上の園児に対して保育を行い、保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあつては、上記各表によって計算された学級数に応ずる基準面積に、加算対象園児数(子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に該当する園児及び一時預かり事業等(児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第 1 号に規定する一般型一時預かり事業及び同条第 2 号に規定する幼稚園型一時預かり事業(従来の預かり保育を含む。))をいう。)を 1 日 2 時間以上継続的に利用する園児の数)に応じ、次表の面積を加えた面積とする。

(単位：㎡)

加算対象園児数	20人以下	21人～35人	36人以上
加算面積	88	132	176

## 第2 敷地の規模

### 1 園舎敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した園舎の延面積と現に使用されている園舎（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による園舎）の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

### 2 運動場

次の表により算定した運動場の面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方。

(単位：㎡)

学級数	2学級以下	3学級以上
基準面積	$330+30 \times (N-1)$	$400+80 \times (N-3)$

(注) N・・・学級数

## 別紙2 小学校の適正規模基準（義務教育学校の前期課程含む。）

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

(単位：㎡)

学級数	1～2学級	3～5学級	6～11学級	12～17学級	18学級以上
基準面積	$769+279 \times (N-1)$	$1,326+381 \times (N-3)$	$2,468+236 \times (N-6)$	$3,881+187 \times (N-12)$	$5,000+173 \times (N-18)$

(注1) N・・・学級数（特別支援学級を除く。）

(注2) 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された基準面積に特別支援学級1学級につき168㎡を加えた面積とする。

(注3) 多目的教室を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1,108を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる基準面積に1,180を乗じて得た面積とする。

(注4) 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32 m <sup>2</sup> × N	16 m <sup>2</sup> × N

(注) Nには、特別支援学級数を含める。

## 2 屋内運動場

### (1) 温暖地

(単位：m<sup>2</sup>)

学級数	1～10 学級	11～15 学級	16 学級以上
基準面積	894	919	1,215

(注) 学級数には、特別支援学級を含む。

### (2) 積雪寒冷地

(単位：m<sup>2</sup>)

学級数	1～9 学級	10～11 学級	12～23 学級	24 学級以上
基準面積	922	1,092	1,258	1,552

(注1) 学級数には、特別支援学級を含む。

(注2) 一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

## 3 寄宿舍

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容児童数区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～11 人	28.00－1/P
	12～23 人	29.00－13/P
	24～47 人	15.92＋301/P
	48 人	22.19
	49 人以上	12.88＋447/P

(注1) P・・・児童数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり1.15m<sup>2</sup>を加える。

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、屋内運動場）の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

## 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

## 3 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

児童数

1人以上240人以下	2,400㎡
241人以上720人以下	2,400㎡ + 10㎡ × (児童数 - 240)
721人以上	7,200㎡

### 別紙3 中学校の適正規模基準

（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程含む。）

#### 第1 建物の規模

##### 1 校舎

（単位：㎡）

学級数	1～2学級	3～5学級	6～11学級	12～17学級	18学級以上
基準面積	848+651 × (N-1)	2,150+344 × (N-3)	3,181+324 × (N-6)	5,129+160 × (N-12)	6,088+217 × (N-18)

（注1） N・・・学級数（特別支援学級を除く。）

（注2） 特別支援学級を置く学校の基準面積は、上表によって計算された基準面積に特別支援学級1学級につき168㎡を加えた面積とする。

（注3） 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1,085を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる基準面積に1,105を乗じて得た面積とする。

（注4） 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に

応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32 m <sup>2</sup> × N	16 m <sup>2</sup> × N

(注) Nには、特別支援学級数を含める。

## 2 屋内運動場

### (1) 温暖地

(単位：m<sup>2</sup>)

学級数	1～17 学級	18 学級以上
基準面積	1,138	1,476

(注) 学級数には、特別支援学級を含む。

### (2) 積雪寒冷地

(単位：m<sup>2</sup>)

学級数	1～7 学級	8～13 学級	14～33 学級	34 学級以上
基準面積	1,162	1,237	1,511	1,515

(注1) 学級数には、特別支援学級を含む。

(注2) 一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

## 3 寄宿舍

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～11 人	37.17－2/P
	12～23 人	38.17－14/P
	24～47 人	25.04＋301/P
	48 人	31.31
	49 人以上	21.96＋449/P

(注1) P・・・生徒数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり1.15m<sup>2</sup>を加える。

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は

相手方利用計画による校舎、屋内運動場)の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

## 2 寄宿舍の敷地

第1により算定した寄宿舍の延面積と相手方利用計画による寄宿舍の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

## 3 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

生徒数

1人以上240人以下	3,600㎡
241人以上720人以下	3,600㎡+10㎡×(生徒数-240)
721人以上	8,400㎡

## 別紙4 高等学校の適正規模基準(中等教育学校の後期課程を含む。)

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

定員数に応じた(1)一般校舎の面積に、学科に応じた(2)産振校舎(産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第2条に規定する産振教育を行うに必要な校舎をいう。)の補正面積を加えた面積とする。

#### (1) 一般校舎

##### イ 1学科を置く場合

##### ① 併置課程以外の課程

##### (a) 全日制の課程

(単位:㎡/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通教育を主とする学科(以下	1~120人	2,941/P
	121~320人	10.40+1,694/P
	321~480人	12.48+1,028/P

「普通科」という。）	481～719 人	7.43+3,448/P
	720 人	12.22
	721～960 人	11.72+364/P
	961 人以上	7.81+4,112/P
専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）	1～120 人	2,729/P
	121～320 人	8.89+1,663/P
	321～480 人	10.21+1,240/P
	481～719 人	6.43+3,055/P
	720 人	10.67
	721～960 人	10.46+151/P
普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科（以下「総合学科」という。）	1～120 人	3,009/P
	121～480 人	12.48+1,512/P
	481～719 人	8.69+3,328/P
	720 人	13.31
	721～960 人	12.60+514/P
	961 人以上	9.07+3,902/P

(b) 昼間定時制の課程・夜間定時制の課程

(単位：m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通科	1～159 人	3,357/P
	160 人	20.98
	161～320 人	10.39+1,694/P
	321 人以上	12.48+1,028/P
専門学科	1～159 人	3,084/P
	160 人	19.28
	161～320 人	8.89+1,662/P
	321 人以上	10.21+1,240/P
総合学科	1～159 人	3,508/P



	160 人	21.93
	161 人以上	12.48+1,512/P

(c) 通信制の課程

(単位：m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
全学科	1~1,199 人	3,447/P
	1,200 人	2.87
	1,201 人以上	1.31+1,874/P

② 併置課程

(a) 昼間定時制の課程

(単位：m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通科	1~159 人	3,115/P
	160 人	19.47
	161~320 人	8.41+1,769/P
	321 人以上	12.19+561/P
専門学科	1~159 人	2,843/P
	160 人	17.77
	161~320 人	6.90+1,739/P
	321 人以上	9.92+773/P
総合学科	1~159 人	3,236/P
	160 人	20.23
	161~320 人	12.01+1,315/P
	321 人以上	12.18+1,259/P

(b) 夜間定時制の課程

(単位：m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通科又は専門	1~159 人	589/P

学科	160 人	3.68
	161～320 人	$1.52 + 346/P$
	321 人以上	$2.27 + 106/P$
総合学科	1～159 人	$710/P$
	160 人	4.44
	161～320 人	$2.46 + 316/P$
	321 人以上	$2.08 + 438/P$

(c) 通信制の課程

(単位：㎡/人)

学科	生徒数区分	1 人あたり基準面積 (P = 生徒数)
全学科	1～1,199 人	$740/P$
	1,200 人	0.62
	1,201 人以上	$0.22 + 482/P$

ロ 2 学科以上を置く場合

各課程の各学科について、当該課程の全生徒の数を当該学科の生徒の数とみなして上記イの表を適用して得た面積を当該学科に係る生徒 1 人当たりの基準面積とする。

ハ 当該学校が積雪寒冷地にある場合

① 全日制の課程又は定時制の課程の場合

一級積雪寒冷地域にあつては 1 人あたり  $0.80 \text{ m}^2$  を、二級積雪寒冷地域にあつては 1 人あたり  $0.40 \text{ m}^2$  を上記イ又はロの規定により得た面積に加えるものとする。

② 通信制の課程の場合

一級積雪地域にあつては 1 人あたり  $0.12 \text{ m}^2$  を、二級積雪寒冷地域にあつては 1 人あたり  $0.06 \text{ m}^2$  を上記イ又はロの規定により得た面積に加えるものとする。

(2) 産振校舎

高等学校の各課程のうち農業、水産、工業、商業、家庭、看護、情報、若しくは福祉に関する学科又は職業科目を 25 単位以上開設している総合学科（以下「職業

学科」という。)を置くものの校舎に係る生徒1人当たりの産振校舎の補正面積は、当該高等学校において履修する科目の属する産業教育振興法施行令(昭和27年9月6日政令第405号)別表第2欄に掲げる各科目群(以下「科目群」という。)ごとに、次のイ、ロ及びハにより算出した係数に、二に掲げる当該科目群ごとの基準面積を乗じて得た科目群ごとの面積を合計して得た面積を、当該課程の生徒数で除して得た面積とする。

ただし、i) 募集停止中の学科、ii) 全日制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で、全日制の課程に置かれる学科と同様の学科、iii) 昼間定時制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で昼間定時制の課程に置かれる学科と同様の学科及びiv) 通信制の課程に置かれる学科(通信制の課程のみを置く高等学校の学科を除く。)は、当該高等学校における産振補正の算定の対象とはしないものとする。

#### イ 生徒数補正

各科目群について、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第1学年の定員の和に応じ、次表に定める係数による。

算出数	1~39人	40~80人	81~120人
増減係数	50%	100%	130%
算出数	121~160人	161~200人	201人以上
増減係数	140%	150%	以後40人増えるごとに10%ずつ増

#### ロ 単位数補正

各科目群について、当該科目に属するいずれかの科目(「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」及び「産業社会と人間」を除く。)を履修する各学科における履修単位数及び第1学年の定員に基づき、当該学科における当該科目群に属する科目に係る履修単位数に当該学科の第1学年の定員を乗じて得た数の和を、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第1学年の定員の和で除して得た数(小数点以下第1位の数字を四捨五入するものとする。)に応じ、次表に定める係数による。

科目群	算出数による増減係数(%)
-----	---------------

	25	50	100	150
情報基礎に関する科目群	—	1	2～6	7～
情報応用に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
生物生産に関する科目群	1～3	4～13	14～34	35～
林業に関する科目群	1～3	4～9	10～16	17～
食品科学に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
工業基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～15	16～
電子基礎に関する科目群	—	1～3	4～6	7～
機械に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
自動車に関する科目群	1～3	4～8	9～13	14～
船舶に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
電気に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
電子応用に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
建築に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
設備工業に関する科目群	1～3	4～11	12～18	19～
土木・造園に関する科目群	1～3	4～13	14～30	31～
化学工業に関する科目群	1～3	4～13	14～20	21～
材料技術に関する科目群	1～3	4～10	11～17	18～
セラミックに関する科目群	1～3	4～12	13～19	20～
繊維に関する科目群	1～3	4～9	10～14	15～
インテリアに関する科目群	1～3	4～7	8～12	13～
デザインに関する科目群	1～3	4～10	11～18	19～
流通・経営に関する科目群	1～3	4～9	10～20	21～
国際経済に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
水産・海洋基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～14	15～
海洋漁業に関する科目群	1～3	4～14	15～25	26～
栽培漁業に関する科目群	1～3	4～12	13～28	29～
被服に関する科目群	1～3	4～11	12～24	25～
食物に関する科目群	1～3	4～11	12～36	37～
保育・福祉に関する科目群	1～3	4～12	13～35	36～
看護に関する科目群	1～3	4～15	16～37	38～

#### ハ 課題研究等補正

当該高等学校において科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」

又は「産業社会と人間」を履修する場合、ロに定める方法（ロにおいて「いずれかの科目（「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」及び「産業社会と人間」を除く。）」とあるのは、「「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」又は「産業社会と人間」と読みかえるものとする。）より算出した数に応じ、次表に定める係数による。

この場合、補正に当たっては、学科ごとに任意の1の科目群の基準面積を補正するものとする。

算出数	1~4	5~12	13~
増加係数	110%	130%	150%

二 科目群ごとの基準面積は、次表に掲げる面積とする。

（単位：㎡）

科目群	産振基準面積
情報基礎に関する科目群	490
情報応用に関する科目群	1,750
生物生産に関する科目群	8,470
林業に関する科目群	1,720
食品科学に関する科目群	2,260
工業基礎に関する科目群	1,220
電子基礎に関する科目群	440
機械に関する科目群	3,220
自動車に関する科目群	3,380
船舶に関する科目群	2,840
電気に関する科目群	1,760
電子応用に関する科目群	1,910
建築に関する科目群	1,860
設備工業に関する科目群	2,110
土木・造園に関する科目群	1,760
化学工業に関する科目群	2,130
材料技術に関する科目群	2,690
セラミックに関する科目群	2,390
繊維に関する科目群	2,200
インテリアに関する科目群	2,600
デザインに関する科目群	2,310

流通・経営に関する科目群	1,460
国際経済に関する科目群	520
水産・海洋基礎に関する科目群	1,150
海洋漁業に関する科目群	880
栽培漁業に関する科目群	1,150
被服に関する科目群	440
食物・調理に関する科目群	720
保育・福祉に関する科目群	1,170
看護に関する科目群	1,190

## 2 屋内運動場

### (1) 温暖地

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	基準面積
1～560 人 【通信制の課程（併置課程を除く）：1人以上】	1,589/P
561～1,120 人	2,267/P
1,121 人以上	2,882/P

### (2) 積雪寒冷地

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	基準面積
1～480 人 【通信制の課程（併置課程を除く）：1人以上】	1,648/P
481～960 人	2,337/P
961 人以上	3,000/P

(注1) P・・・各課程の生徒数（通信制の課程にあつては、生徒数に0.15を乗じて得た数）

(注2) 一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

(注3) 併置課程に係る1人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の(ア)に掲げる生徒数を(1)又は(2)の表に適用して得た面積から、(イ)に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積（当該面積が負となるときは、零）とす

る。

併置課程の種類	(ア)	(イ)
昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	夜間定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数
通信制の課程	全課程の生徒数(通信制の課程にあっては生徒数の0.15を乗じて得た数)	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数と夜間定時制の課程の生徒数とのうちいずれか多い生徒数

### 3 寄宿舍

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～11人	37.17-2/P
	12～23人	38.17-14/P
	24～47人	25.04+301/P
	48人	31.31
	49～71人	21.96+449/P
	72～107人	26.33+134/P
	108人以上	23.22+470/P

(注1) P・・・各課程の寄宿舍に収容する生徒数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり1.15m<sup>2</sup>を加える。

(注3) 併置課程に係る1人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の(ア)に掲げる生徒数を上表に適用して得た面積から、(イ)に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積(当該面積が負となる場合は、零)とする。

併置課程の種類	(ア)	(イ)
---------	-----	-----

昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	全日制の課程及び定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、屋内運動場）の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

### 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 3 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

8,400㎡

### 4 実験実習地

事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を定める。

## 別紙5 特別支援学校の適正規模基準

### 第1 建物の規模

#### 1 小・中学部

##### (1) 校舎

(単位：㎡)

区分	学級数 (重複障害学級を含む)	基準面積
----	--------------------	------



視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,862
	4学級から8学級まで	2,105+242(N-4)
	9学級から17学級まで	3,317+170(N-9)
	18学級以上	4,850+134(N-18)
聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,616
	4学級から8学級まで	1,869+253(N-4)
	9学級から17学級まで	3,135+170(N-9)
	18学級以上	4,668+134(N-18)
知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,903
	4学級から8学級まで	2,163+260(N-4)
	9学級から17学級まで	3,463+200(N-9)
	18学級以上	5,263+145(N-18)
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	2,152
	4学級から8学級まで	2,429+276(N-4)
	9学級から17学級まで	3,808+240(N-9)
	18学級以上	5,969+181(N-18)
病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,576
	4学級から8学級まで	1,849+273(N-4)
	9学級から17学級まで	3,216+170(N-9)
	18学級以上	4,749+134(N-18)

(注1) N・・・学級数(重複障害学級を含む。)

(注2) 傾斜路を設ける学校の基準面積は、上表によって計算された必要面積に、170㎡に当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数(その数が3を超える場合には、3)を乗じて得た面積を加えた面積とする。

(注3) この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1学級(重複障害学級を含む。)当たり7.6㎡を加える。

(注4) 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る学級数に応ずる基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全学級数をそれぞれ当該障害区分の全学級数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の学級数により加重平均した面積とする。

## (2) 屋内運動場

(単位：㎡)

区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	932	992
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1,097	1,157

(注1) 一級、二級積雪寒冷地域は、ともに寒冷地欄を用いる。

(注2) 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る学級数に応ずる基準面積は、肢体不自由者である児童等を就学させる特別支援学校を適用して得た面積とする。

### (3) 寄宿舎

#### イ 単一障害（肢体不自由を除く）

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容児童・生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	33.52+31/P
	36～71人	24.44+358/P
	72人	29.42
	73人以上	24.47+356/P

#### ロ 重複障害・肢体不自由

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容児童・生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	38.41+80/P
	36～71人	28.08+452/P
	72人	34.36
	73人以上	28.08+452/P

(注1) P・・・児童・生徒数

(注2) この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1人当たり0.90㎡を加える。

(注3) イ及びロの障害区分の児童等を収容する寄宿舍に係る1人当たり基準面積は、イ又はロの障害区分ごとに、当該寄宿舍に収容する全児童等の数をそれぞれ当該障害区分の児童等の数とみなして上記イ又はロの表を適用して得た面積を、当該障害区分の児童等の数により加重平均した面積とする。

## 2 幼稚部

### (1) 校舎

(単位：㎡/人)

区分	幼児数区分	1人当たり基準面積
視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5人	370/P
	6～14人	34.60+197/P
	15人	47.73
	16～30人	35.53+183/P
	31人以上	27.33+429/P
聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5人	370/P
	6～14人	40.70+167/P
	15人	51.80
	16～30人	35.53+244/P
	31人以上	27.33+490/P
知的障害者又は病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5人	370/P
	6～14人	34.60+197/P
	15人	47.73
	16～30人	35.53+183/P
	31人以上	27.33+429/P
肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5人	429/P
	6～14人	41.00+224/P
	15人	55.93
	16～30人	41.33+219/P
	31人以上	32.27+491/P

(注1) P・・・幼児数。ただし、重複障害の幼児を就学させる特別支援学校にあつては、重複障害以外の幼児の数に、重複障害の幼児の数に1.67を乗じて

得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を幼児数とみなす。

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあつては1人当たり1.27㎡を加える。

(注3) 視覚障害者である幼児、聴覚障害者である幼児、知的障害者である幼児、肢体不自由者である幼児又は病弱者である幼児の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る1人当たりの基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

(2) 寄宿舍

イ 単一障害（肢体不自由を除く）

(単位：㎡/人)

区分	収容幼児数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～11人	29.75+24/P
	12～23人	23.75+96/P
	24人	27.75
	25人以上	17.92+236/P

ロ 重複障害・肢体不自由

(単位：㎡/人)

区分	収容幼児数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～11人	33.25+27/P
	12～23人	28.75+81/P
	24人	32.13
	25人以上	22.17+239/P

(注1) P・・・幼児数

(注2) この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1人当たり0.90㎡を加える。

(注3) イ及びロの障害区分の幼児を収容する寄宿舍に係る1人当たり基準面積は、イ又はロの障害区分ごとに、当該寄宿舍に収容する全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児数とみなして上記イ又はロの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

### 3 高等部

#### (1) 一般校舎

イ 併置高等部（小学部又は中学部を置く学校の高等部をいう。以下同じ）

（単位：m<sup>2</sup>/人）

区分	生徒数区分	1人当たり基準面積
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,619/P
	25～71人	21.79+1,096/P
	72人	37.01
	73～144人	23.29+988/P
	145人以上	18.96+1,612/P
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,516/P
	25～71人	22.65+972/P
	72人	36.15
	73～144人	23.32+924/P
	145人以上	18.94+1,555/P
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,597/P
	25～71人	22.69+1,052/P
	72人	37.31
	73～144人	25.86+824/P
	145人以上	19.24+1,777/P
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,914/P
	25～71人	26.50+1,278/P
	72人	44.25
	73～144人	29.63+1,052/P
	145人以上	24.67+1,766/P
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,516/P
	25～71人	22.65+972/P
	72人	36.15
	73～144人	23.32+924/P
	145人以上	18.94+1,555/P

ロ 単独高等部（小学部又は中学部のいずれも置かない学校の高等部をいう。以下同じ）

（単位：m<sup>2</sup>/人）

区分	生徒数区分	1人当たり基準面積
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	2,293/P
	25～71人	32.06+1,524/P
	72人	53.22
	73～144人	19.88+2,400/P
	145人以上	19.26+2,490/P
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	2,047/P
	25～71人	33.40+1,245/P
	72人	50.69
	73～144人	19.88+2,218/P
	145人以上	19.24+2,310/P
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	2,170/P
	25～71人	34.25+1,348/P
	72人	52.97
	73～144人	25.28+1,994/P
	145人以上	20.67+2,657/P
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	2,655/P
	25～71人	37.44+1,756/P
	72人	61.83
	73～144人	28.32+2,413/P
	145人以上	25.65+2,798/P
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	2,007/P
	25～71人	35.92+1,145/P
	72人	51.82
	73～144人	19.88+2,299/P
	145人以上	19.25+2,390/P

(注1) P・・・生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校にあっては、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に2.67を乗じて得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり1.27㎡を加える。

(注3) 傾斜路を設ける単独高等部の1人当たり基準面積は、上表によって計算された面積に、傾斜路を設ける校舎の階数に応じ、次表に掲げる面積を加

えた面積とする。

(単位：m<sup>2</sup>)

階層	1	2	3以上
加算面積	170/P	340/P	510/P

(注4) 視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒、肢体不自由者である生徒又は病弱者である生徒の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る1人当たり基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

(2) 産振校舎

特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正の面積は、各学科について次の表に掲げる面積(2以上の学科を置く場合にあっては、その合計面積)を特別支援学校の高等部の生徒の数で除して得た面積とする。

(単位：m<sup>2</sup>/人)

学科	産振補正面積
農業系学科 〔・農業園芸科 等〕	407 [481]
工業系学科 ( ・機械科 ・印刷科 ・印刷ビジネス科 ・情報機械科 ・印刷情報科 ・工業科 ・産業科 ・窯業科 等 )	407 [481]
工芸系学科 ( ・産業工芸科 ・工芸科 )	407 [481]

<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業情報科 等</li> </ul>	
家政系学科 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・被服科</li> <li>・色染科</li> <li>・家政科</li> <li>・生活科</li> <li>・生活情報科</li> <li>・福祉科 等</li> </ul> )	407 [481]
商業系学科 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業システム科</li> <li>・商業科 等</li> </ul> )	244 [289]
芸術系学科 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン科</li> <li>・音楽科 等</li> </ul> )	244 [289]
情報系学科 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報デザイン科</li> <li>・情報処理科 等</li> </ul> )	244 [289]
(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ) 理療科・保健理療科 理学療法科 (理療科・保健理療科と併置する場合)	814 733 (488)
(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ) 理容科 歯科技工科	326 326

(注1) 〔 〕内は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正面積。

(注2) 肢体不自由者である生徒及び視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の産振補正面積は肢体不自由者である生徒に係る面積を



適用する。

(3) 屋内運動場

イ 併置高等部

① 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

(単位：m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80人	143/P	143/P
81～112人	143/P	463/P
113人以上	463/P	463/P

② 肢体不自由

(単位：m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80人	176/P	176/P
81～112人	176/P	572/P
113人以上	572/P	572/P

ロ 単独高等部

① 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

(単位：m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1人以上	1,075/P	1,135/P

② 肢体不自由

(単位：m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1人以上	1,273/P	1,333/P

(注1) P・・・生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校については、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に2.67を乗じて得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

(注2) ①及び②の障害区分の生徒に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る1人当たりの基準面積は、上記②の表を適用して得た面積とする。

(4) 寄宿舎

イ 併置高等部

① 単一障害（肢体不自由を除く。）

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	34.00+61/P
	36～71人	27.78+285/P
	72人	31.74
	73人以上	31.06+49/P

② 重複障害・肢体不自由

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	38.96+87/P
	36～71人	31.75+347/P
	72人	36.57
	73人以上	35.47+79/P

ロ 単独高等部

① 単一障害（肢体不自由を除く。）

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	40.79+55/P
	36～71人	32.39+357/P

	72 人	37.35
	73 人以上	32.42+355/P

② 重複障害・肢体不自由

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35 人	46.54+107/P
	36～71 人	36.94+452/P
	72 人	43.22
	73 人以上	36.94+452/P

(注1) P・・・生徒数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり0.90m<sup>2</sup>を加える。

(注3) ①及び②の障害区分の生徒を収容する寄宿舎に係る1人当たり基準面積は、①又は②の障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒数とみなして上記①又は②の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、屋内運動場）の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

### 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 3 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

(単位：㎡)

部の種類	幼児、児童又は生徒数	基準面積
幼稚部	1人以上10人以下	360
	11人以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$
小学部	1人以上240人以下	2,400
	241人以上	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
中学部又は 高等部	1人以上240人以下	3,600
	241人以上	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$

(注1) 中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。

(注2) 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の二以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

## 別紙6 大学の適正規模基準

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

1個の学部のみを置く大学（専門職学部のみを置く大学（専門職大学）を除く）にあつては、下記（1）イ、ロ又は（2）の表に定める面積とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ下記（2）、（3）イ又はロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

専門職大学について、1個の学部のみを置く専門職大学にあつては、下記（1）ロの表に定める面積とし、複数の学部を置く専門職大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ下記（3）ロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

#### （1）医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

##### イ 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

(単位：㎡)

収容定員 (P) 学部の種類	200 人以下	201～ 400 人	401～ 800 人	801 人以上
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会学関係	2,644	$(P - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(P - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(P - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,628	$(P - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(P - 400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(P - 800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$
工学関係	5,289	$(P - 200) \times 1,322 \div 200 + 5,289$	$(P - 400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$	$(P - 800) \times 4,628 \div 400 + 11,239$
農学関係・獣医学関係	5,024	$(P - 200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(P - 400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(P - 800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
薬学関係	4,628	$(P - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(P - 400) \times 1,983 \div 400 + 5,785$	$(P - 800) \times 1,983 \div 400 + 7,768$
家政関係	3,966	$(P - 200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(P - 400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(P - 800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$
美術関係	3,834	$(P - 200) \times 959 \div 200 + 3,834$	$(P - 400) \times 3,140 \div 400 + 4,793$	$(P - 800) \times 3,140 \div 400 + 7,933$
音楽関係	3,438	$(P - 200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(P - 400) \times 2,975 \div 400 + 4,297$	$(P - 800) \times 2,975 \div 400 + 7,272$
体育関係	3,438	$(P - 200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(P - 400) \times 1,983 \div 400 + 4,297$	$(P - 800) \times 1,983 \div 400 + 6,280$
保健衛生学関係	3,966	$(P - 200) \times$	$(P - 400) \times$	$(P - 800) \times$

(看護学関係)		$992 \div 200 + 3,966$	$1,984 \div 400 + 4,958$	$1,984 \div 400 + 6,942$
保健衛生学関係 (看護学関係を除く)	4,628	$(P - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(P - 400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(P - 800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$

□ 専門職学部に係る基準校舎面

積

(単位：㎡)

学部の種類	収容定員 (P)				
	100人以下	101～200人	201～400人	401～800人	801人以上
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	2,314	$(P - 100) \times 330 \div 100 + 2,314$	$(P - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(P - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(P - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,049	$(P - 100) \times 579 \div 100 + 4,049$	$(P - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(P - 400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(P - 800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$
工学関係	4,628	$(P - 100) \times 661 \div 100 + 4,628$	$(P - 200) \times 1,322 \div 200 + 5,289$	$(P - 400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$	$(P - 800) \times 4,628 \div 400 + 11,239$
農学関係	4,396	$(P - 100) \times 628 \div 100 + 4,396$	$(P - 200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(P - 400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(P - 800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
薬学関係	4,049	$(P - 100) \times 579 \div 100 + 4,049$	$(P - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(P - 400) \times 1,983 \div 400 + 5,785$	$(P - 800) \times 1,983 \div 400 + 7,768$
家政関係	3,470	$(P - 100) \times 496 \div 100 + 3,470$	$(P - 200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(P - 400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(P - 800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$

美術関係	3,355	(P - 100) × 479 ÷ 100 + 3,355	(P - 200) × 959 ÷ 200 + 3,834	(P - 400) × 3,140 ÷ 400 + 4,793	(P - 800) × 3,140 ÷ 400 + 7,933
音楽関係	3,009	(P - 100) × 429 ÷ 100 + 3,009	(P - 200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(P - 400) × 2,975 ÷ 400 + 4,297	(P - 800) × 2,975 ÷ 400 + 7,272
体育関係	3,009	(P - 100) × 429 ÷ 100 + 3,009	(P - 200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(P - 400) × 1,983 ÷ 400 + 4,297	(P - 800) × 1,983 ÷ 400 + 6,280
保健衛生学関係 (看護学関係)	3,470	(P - 100) × 496 ÷ 100 + 3,470	(P - 200) × 992 ÷ 200 + 3,966	(P - 400) × 1,984 ÷ 400 + 4,958	(P - 800) × 1,984 ÷ 400 + 6,942
保健衛生学関係 (看護学関係を除く)	4,049	(P - 100) × 579 ÷ 100 + 4,049	(P - 200) × 1,157 ÷ 200 + 4,628	(P - 400) × 3,140 ÷ 400 + 5,785	(P - 800) × 3,140 ÷ 400 + 8,925

(2) 医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積

(単位：m<sup>2</sup>)

学部の種類	収容定員					
	360人以下	361～480人	481～600人	601～720人	721～840人	841～960人
医学関係	12,650	14,300	16,750	18,250	—	—
歯学関係	8,850	9,600	10,350	11,200	11,950	13,100

(注) 附属病院を設置する場合には以下のとおり。

(単位：m<sup>2</sup>)

学部の種類	収容定員					
	360人以下	361～480人	481～600人	601～720人	721～840人	841～960人
医学関係	28,050	31,100	33,100	35,100	—	—
歯学関係	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200

## (3) 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

## イ 専門職学部以外の学部に係る加算校舎面積

(単位：㎡)

学部 の種 類	収容定員									
	200人 以下	201 ～ 400人	401 ～ 600人	601 ～ 800人	801 ～ 1,000人	1,001 ～ 1,200人	1,201 ～ 1,400人	1,401 ～ 1,600人	1,601 ～ 1,800人	1,801 ～ 2,000人
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
理学関係	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195
工学関係	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305
農学関係 獣医学関係	3,636	4,628	6,942	9,256	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
薬学関係	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067
家政関係	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
美術関係	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534
音楽関係	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038
体育関係	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056
保健衛生学関係 (看護学関係)	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
保健衛生	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195



学 関 係 (看護学 関係を除 く)											
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

ロ 専門職学部に係る加算校舎面積

(単位：m<sup>2</sup>)

学部 の種 類	収 容 定 員	100 人 以下	101 ～ 200 人	201 ～ 400 人	401 ～ 600 人	601 ～ 800 人	801 ～ 1,000 人	1,001～ 1,200 人	1,201～ 1,400 人	1,401～ 1,600 人	1,601～ 1,800 人	1,801～ 2,000 人
		文学関係、 教育学・保 育学関係、 法学関係、 経済学関 係、社会 学・社会福 祉学関係	1,505	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107
理学関係	2,777	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195	
工学関係	3,355	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305	
農学関係	3,140	3,636	4,628	6,942	9,256	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140	
薬学関係	2,891	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067	
家政関係	2,198	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	
美術関係	2,314	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534	
音楽関係	2,198	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038	
体育関係	2,429	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056	
保健衛生 学関係(看	2,198	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	

護学関係)											
保健衛生 学関係(看 護学関係 を除く)	2,777	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195

(注) 収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

なお、大学院を併設する場合（単独で設置する大学院大学を除く。）について、大学院は大学の施設を共用できることから、原則として適正規模に加算しないものとする。

また、学部を2学部以上設置する場合は、利用計画等を十分精査のうえ、各学部が共同に使用する施設（図書館、医務室、事務室等）について適正規模を重複して算定することがないよう留意すること。

## 2 体育館、スポーツ施設、講堂、寄宿舍、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

上記施設を設置する場合は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積に限り加算するものとする。

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設の延面積と現に使用されている校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設）の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

### 2 寄宿舍の敷地

第1により算定した寄宿舍の延面積と相手方利用計画による寄宿舍の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定め

る。

### 3 運動場の場合

第1により算定した校舎の延面積と相手方利用計画による校舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍の面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方。

### 4 実験実習地

事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を定める。

## 別紙7 短期大学の適正規模基準

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあっては、下記(1)の表に定める面積とする。二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあっては、当該二以上の分野のうち、同表の同一分野に属する学科の収容定員の50人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に、当該分野以外の分野についてのそれぞれ(2)の表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

#### (1) 基準校舎面積

(単位：㎡)

学科の種類	収容定員	50人以下	51~100人	101~150人	151~200人	201~250人	251~300人	301~350人	351~400人	401~450人	451~500人	501~550人	551~600人
	文学関係 法学関係 経済学関係 社会学・ 社会福祉学関係		1,500	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600	2,850	3,050	3,250	3,450

教育学・ 保育学関 係 家政関係 保健衛生 学 関係 (看護学 関係)	1,900	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
理学関係 農学関係	1,850	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
工学関係	1,950	2,100	2,250	2,500	2,900	3,350	3,800	4,250	4,750	5,200	5,650	6,100
体育関係	1,550	1,700	1,850	2,050	2,250	2,500	2,750	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000
美術関係	1,750	1,900	2,050	2,250	2,600	3,000	3,350	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350
音楽関係	1,550	1,700	1,850	2,050	2,350	2,700	3,100	3,450	3,800	4,200	4,550	4,950
保健衛生 学 関係 (看護学 関係を除 く)	1,750	1,850	1,950	2,200	2,450	2,800	3,100	3,400	3,750	4,050	4,350	4,650

(注) 同一分野に属する学科の収容定員が600人を超える場合には、50人を増すごとに、(1)の表に定める600人までの場合の面積から550人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

(2) 加算校舎面積

(単位：m<sup>2</sup>)

学科 の種 類	収容定員							
	50人 以下	51~ 100人	101~ 200人	201~ 300人	301~ 400人	401~ 500人	501~ 600人	
文学関係 法学関係 経済学関係 社会学・社	850	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050	

会福祉学関係							
教育学・ 保育学関係 家政関係 保健衛生学 関係(看護学 関係)	1,100	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
理学関係 農学関係	1,300	1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
工学関係	1,300	1,500	1,900	2,850	3,750	4,700	5,600
体育関係	1,250	1,400	1,700	2,200	2,700	3,200	3,850
美術関係	1,150	1,300	1,650	3,300	3,300	4,050	4,800
音楽関係	1,100	1,250	1,550	3,150	3,150	3,800	4,550
保健衛生学 関係(看護学 関係を除 く。)	1,100	1,250	1,600	2,250	2,850	3,500	4,100

(注) 収容定員が600人を超える場合は、100人増すごとに、600人までの場合の面積から500人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

- 2 体育館、スポーツ施設、講堂、寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設  
大学の基準を準用する。

## 第2 敷地の規模

大学の基準を準用する。

## 別紙8 高等専門学校の適正規模基準

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

(単位：m<sup>2</sup>)

入学定員に 係る学級数 (N)	1	2	3	4	5	6	7以上
-----------------------	---	---	---	---	---	---	-----

必要面積	1,652.89	2,644.63	3,471.07	4,132.23	4,793.39	5,289.26	5,289.26 +330.58 × (N- 6)
------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	------------------------------------

- 2 屋内運動場及び寄宿舍  
高等学校の基準を準用する。

- 第2 敷地の規模  
高等学校の基準を準用する。

別紙9 学校給食施設の適正規模基準

第1 建物の規模

- 1 単独校調理場（1つの学校の学校給食に必要な施設をいう。）

（1）調理場施設等

（単位：㎡）

区分	児童等の数	基準面積
調理場施設	200人以下	170
	201人～400人	213
	401人～600人	266
	601人～900人	319
	901人～1,200人	361
	1,201人～1,500人	383
	1,501人以上	406㎡に、1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積
食品貯蔵施設 （へき地の学校に限る）	150人以下	4
	151人～300人	7
	301人以上	10

（注）「へき地の学校」とは、へき地教育振興法第5条の2に規定するへき地手当の支給に関し、へき地学校として指定された学校をいう。

（2）炊飯給食施設

（単位：㎡）

児童等の数	基準面積
200人以下	9
201人～400人	14

401人～600人	18
601人～900人	21
901人～1,200人	25
1,201人～1,500人	28
1,501人以上	32㎡に、1,501人を超える300人ごとに3㎡を加えた面積

(注) 原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合  
(増築含む。)に対象とする。

### (3) アレルギー対策室

(単位：㎡)

児童等の数	基準面積
200人以下	1
201人～400人	3
401人～600人	4
601人～900人	6
901人～1,200人	8
1,201人～1,500人	11
1,501人以上	11

## 2 共同調理場 (2つ以上の学校の学校給食に必要な施設をいう。)

### (1) 共同調理場

(単位：㎡)

児童等の数	基準面積
500人以下	374
501人～1,000人	465
1,001人～2,000人	884
2,001人～3,000人	1,288
3,001人～4,000人	1,679
4,001人～5,000人	1,925
5,001人～6,000人	2,195
6,001人～7,000人	2,480
7,001人以上	2,802㎡に、7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積

(2) 炊飯給食施設

(単位：m<sup>2</sup>)

児童等の数	基準面積
500人以下	25
501人～1,000人	34
1,001人～2,000人	43
2,001人～3,000人	55
3,001人～4,000人	66
4,001人～5,000人	78
5,001人～6,000人	89
6,001人～7,000人	101
7,001人以上	112 m <sup>2</sup> に、7,001人を超える 1,000人ごとに12 m <sup>2</sup> を加えた面積

(注) 原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合  
(増築含む。) に対象とする。

(3) アレルギー対策室

(単位：m<sup>2</sup>)

児童等の数	基準面積
500人以下	4
501人～1,000人	7
1,001人～2,000人	14
2,001人～3,000人	21
3,001人～4,000人	28
4,001人～5,000人	35
5,001人～6,000人	42
6,001人～7,000人	50
7,001人以上	50

第2 敷地の規模

敷地の適正規模は、次のとおりとする。

- 1 当該学校給食施設が独立した建物として設置される場合又は校舎・屋内運動場の建物内に併設される場合は、財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、上記1により算定した学校給食施設の延面積と現に使用されている学校給食施設(新



たに貸付ける場合は相手方利用計画による学校給食施設)の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

- 2 当該学校給食施設が寄宿舍の建物に併設される場合は、上記1により算定した学校給食施設の延面積と相手方利用計画による学校給食施設の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

別紙10 職業能力開発校等の適正規模基準

第1 建物の規模

次に掲げる基準により算定する。

(単位：m<sup>2</sup>)

規模	訓練 期間	訓練系		園芸サービス系		金属材料系		金属加工系		
		専攻科		園芸科	造園科	鑄造科	鍛造科	塑性加工科	溶接科	構造物鉄工科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制		442	462	711	809	808	678	803	
	2年制		700	620	946	1,136	1,095	837	1,027	
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制		628	678	880	1,033	1,047	938	1,064	
	2年制		888	838	1,236	1,428	1,375	1,089	1,400	

規模		訓練系		機械系			
		専攻科	訓練期間	機械加工科	精密加工科	機械製図科	機械技術科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,148	1,149	295	1,115		
	2年制	1,487	1,393	440	1,454		
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,531	1,483	472	1,498		
	2年制	1,929	1,768	721	1,896		

規模		訓練系		電気・電子系					
		専攻科	訓練期間	電気機器科	電子機器科	電気通信設備科	電気製図科	コンピュータ制御科	製造設備科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	790	618	523	320	440	846		
	2年制	949	770	603	460	635	1,033		
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,044	922	725	515	635	1,205		
	2年制	1,207	1,145	863	751	768	1,408		

規模		訓練系		電力系			
		訓練期間	専攻科				
			電気工事科	送配電科	電気設備管理科	電気設備科	
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	665	752	765	645		
	2年制	871	778	1,014	864		
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	949	1,118	1,001	929		
	2年制	1,127	1,146	1,232	1,120		

規模		練系		第一種自動車系	第二種自動車系	航空機系	精密機器系		製材機械系		
		訓練期間	専攻科		自動車整備科	自動車整備科	自動車車体整備科	航空機整備科	精密機器系		製材機械整備科
			自動車整備科	自動車整備科					計測機器製造科	時計修理科	
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	885	1,214	1,134	6,261	445	225	751			
	2年制	1,214	—	1,134	6,324	602	225	1,021			
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,154	1,555	1,475	6,998	627	335	972			
	2年制	1,555	—	1,475	7,061	863	335	1,346			

規模	訓練 期間	訓練系		縫製 機械系	製織系	染色系	アパレル系	
		機械整備系	専攻科				洋裁科	縫製科
		建設 機械 整備科	農業 機械 整備科	縫製 機械 整備科	織機 調整科	染色科	洋裁科	縫製科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,205	555	412	582	645	448	418
	2年制	1,650	865	432	724	913	548	645
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,574	846	681	801	979	615	632
	2年制	2,118	1,120	705	990	1,221	758	913

規模	訓練 期間	訓練系		裁縫系	木材加工系		紙加工系
		アパレル系	専攻科		木型科	木工科	
		洋服科	ニット科	和裁科	木型科	木工科	紙器製造科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	408	378	215	883	904	372
	2年制	518	488	285	893	1,227	482
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	565	535	312	1,209	1,242	602
	2年制	698	668	403	1,225	1,560	668

訓練系		印刷・製本系		デザイン系		プラスチック系	レザー加工系
		製版科・印刷科	製本科	広告美術科	工業デザイン科及び商業デザイン科	プラスチック製品成形科	靴製造科
規模	訓練期間						
	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	642	425	628	375	588
2年制		885	455	845	505	792	555
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	870	622	882	576	799	582
	2年制	1,178	660	1,106	724	1,020	728

訓練系		通信系	ガラス加工系	窯業製品系	石材系	食品加工系	
		電気通信科	ガラス製品製造科	陶磁器製造科	石材加工科	パン・菓子製造科	食肉加工科
規模	訓練期間						
	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	506	642	825	693	239
2年制		681	895	1,175	893	289	836
50人を1	1年制	725	882	1,152	998	328	920

訓練単位として訓練を行う場合	2年制	939	1,103	1,483	1,398	404	1,046
----------------	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-------

訓練系		建築施工系						建築外装系
		木造建築科	プレハブ建築科	枠組壁建築科	鉄筋コンクリート施工科	とび科	建築設計科	
規模	訓練期間							
	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	597	777	567	553	625	295
2年制		798	928	768	840	925	440	510
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	915	1,045	865	909	989	472	542
	2年制	1,083	1,243	1,033	1,048	1,143	721	603

訓練系		建築内装系		建築仕上系		設備施工系		
		インテリア・サービス科	表具科	左官・タイル施行科	ブロック施行科	冷凍空調設備科	配管科	住宅設備機器科
規模	訓練期間							
	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	722	458	432	467	736	628
2年制		872	565	590	623	822	825	825
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	909	602	622	655	854	849	849
	2年制	1,060	743	773	810	1,055	1,110	1,110

練を行う 場合								
------------	--	--	--	--	--	--	--	--

規模	訓練 期間	訓練系		土木系		設備管理 ・ 運転系		揚重運搬機械運転系		
		専攻科		土木施 工科	測量・ 設計科	ボイラ ー運転 科	ビル 管理 科	クレー ン運転 科	建設 機械 運転 科	港湾荷 役科
30 人を 1 訓練単位と して訓練を 行う場合	1 年制			447	215	220	485	1,294	464	739
	2 年制			597	238	220	495	1,322	474	1,034
50 人を 1 訓練単位と して訓練を 行う場合	1 年制			629	355	300	682	1,534	720	1,066
	2 年制			820	388	300	698	1,575	736	1,597

規模	訓練 期間	訓練系		化学系		工芸系				
		専攻科		化学分 析科	公害 検査 科	木材工 芸科	竹工芸 科	漆器科	貴金 属・宝 石科	印章彫 刻科
30 人を 1 訓練単位 として訓 練を行う 場合	1 年制			460	547	605	498	289	418	205
	2 年制			600	687	787	750	299	515	215
50 人を 1 訓練単位 として訓 練を行う 場合	1 年制			642	759	809	749	439	552	317
	2 年制			736	853	1,005	1,065	455	653	333

規模		訓練系		塗装系			義肢・装具系
		専攻科	訓練期間	金属塗装科	建築塗装科	木工塗装科	義肢・装具科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制		890	740	770	602	
	2年制		1,107	957	987	890	
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制		1,164	1,014	1,044	896	
	2年制		1,370	1,220	1,250	1,206	

規模		訓練系		オフィスビジネス系					流通ビジネス系
		専攻科	訓練期間	電話交換科	OA事務科	経理事務科	一般事務科	貿易事務科	ショップマネジメント科・流通マネジメント科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制		175	385	180	225	195	227	
	2年制		185	560	250	295	285	297	
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制		287	557	278	353	302	364	
	2年制		303	818	394	469	438	460	



規模	訓練 期間	訓練系	理・美容系		接客サービス系	
		専攻科	社会福祉系	理容科	美容科	ホテル・旅館・レストラン科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,105	250	250	291	207
	2年制	—	250	250	397	267
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,796	410	410	464	334
	2年制	—	410	410	628	420

規模	訓練 期間	訓練系	保健医療系	メカトロニクス系	第1種情報処理系
		専攻科	調理系	臨床検査科	メカトロニクス科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	475	736	1,695	455
	2年制	535	—	1,695	465
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	597	972	2,370	692
	2年制	673	—	2,370	705



20人を1 訓練単位 として訓 練を行う 場合	985	1,395	835	895	745	4,090	1,315
40人を1 訓練単位 として訓 練を行う 場合	1,925	1,868	1,608	1,568	1,608	4,788	2,473

訓練系 専攻科 規模	服飾技術系		食品製 造技術 系	居住システム系				居住建 築シス テム技 術系
	アパレ ル技術 科	和裁技 術科	製パ ン・製 菓技術 科	住居環 境科	建築科 ・建築 物仕上 科	建築設 備科	インテ リア科	建築施 工シス テム技 術科
20人を1訓 練単位とし て訓練を行 う場合	498	205	184	1,230	1,240	1,130	1,335	2,110
40人を1訓 練単位とし て訓練を行 う場合	772	328	328	2,208	2,268	2,078	2,488	3,748

訓練系 専攻科 規模	化学システム系		エネル ギー技 術系	デザイ ンシス テム系	ビジネ ス技術 系
	環境化 学科	産業化 学科	原子力 科	産業デ ザイン 科	ビジネ スマネ ジメン ト科

20人を1訓練単位として訓練を行う場合	760	760	1,395	1,160	305
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	1,078	1,078	1,795	2,063	588

訓練系 専攻科 規模	物流システム系		接客サービス技術系	調理技術系	情報システム系		電子情報制御システム系
	港湾流通科	物流情報科	ホテルビジネス科	調理技術科	情報技術科	情報処理科	電子情報技術科
20人を1訓練単位として訓練を行う場合	995	945	485	475	515	515	535
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	1,663	1,573	935	597	915	915	955

## 第2 敷地（屋外実習場）の規模

1 屋外運動場を設置する場合には、次の割合により算定した面積を加算することができる。

(1) 訓練生の数が100人以下の場合

訓練生1人につき30平方メートル

(2) 訓練生の数が100人をこえる場合

訓練生の数が101人から500人までであるときは100人を超える1人につき10平方メートル、訓練生の数が500人を超えるときは、500人を超える1人につき3平方メートルとしてそれぞれ計算して得た面積を上記1に掲げる面積に加えたものとする。

2 運転施工実習場又は屋外実習場を設置する場合には、次の表に掲げる面積を加算することができる。

(単位 : m<sup>2</sup>)

訓練系	専攻系	訓練期間	規模	
			30人を1単位として訓練する場合	50人を1単位として訓練する場合
園芸サービス系	園芸科	1年制	450	750
		2年制	800	1,330
	造園科	1年制	450	750
		2年制	800	1,330
機械整備系	建設機械整備科	1年制	3,000	3,000
		2年制	3,000	3,000
土木系	土木施工科	1年制	10,000	15,000
		2年制	15,000	20,000
揚重運搬機械運転系	クレーン運転科	1年制	5,000	8,000
		2年制	5,000	8,000
	建設機械運転科	1年制	6,000	10,000
		2年制	6,000	10,000
	港湾荷役科	1年制	5,000	8,000
		2年制	8,000	10,000

(単位 : m<sup>2</sup>)

訓練系	専攻系	規模	
		20人を1訓練単位として訓練する場合	40人を1訓練単位として訓練する場合
物流システム系	港湾流通科	5,000	8,000
	物流情報科	5,000	8,000

## 別 添

### 「計算例」 I

一区画の土地に3条施設の用に供される施設が別棟として、2棟以上建設される場合  
(通達記の第1の2の(1)の口のii)

#### 1. 事例

- |             |    |                      |
|-------------|----|----------------------|
| (1) 売払対象物件  | 土地 | 1, 200m <sup>2</sup> |
| (2) 相手方利用計画 | A棟 | 幼稚園                  |
|             | B棟 | 保育所                  |

#### 2. 適正規模等の計算

##### (1) 各施設ごとに算定した適正規模等

	適正規模	準適正規模
A棟	300	150
B棟	400	200

##### (2) 適正規模等

適正規模  $300 + 400 = 700\text{m}^2$

準適正規模  $150 + 200 = 350\text{m}^2$

時価売払いの面積  $1,200 - (700 + 350) = 150\text{m}^2$

(注) ① 上記事例においてA棟、B棟の敷地が利用計画図等により明確に敷地面積が区分され、かつ完全に別々に機能していると思われる場合は、各施設の用に供される区画ごとに適正規模等を決定すること。

なお、その他の場合については、各施設にかかる敷地の適正規模面積の合計として差支えない。

② 本計算例は、建物の敷地についての設例であり、運動場、作業場等については考慮していない。従って併設される施設に、運動場、作業場等を設ける場合には、別途計算すること。(以下「計算例」において同じ。)

「計算例」Ⅱ～a

1棟の建物に2以上の3条施設が併設される場合で、設置者が同一の場合（通達記の第1の2の（1）の口のiiiのa）

1. 事例

（1） 売払対象物件          土地          3, 500㎡

（2） 相手方の利用計画

（単位：㎡）

階別	施設別			
	公営住宅	幼稚園	保育所	計
4～10	2, 240			2, 240
3		320		320
2		320		320
1			320	320
計	2, 240	640	320	3, 200

2. 適正規模等の計算

併設される施設のうち主たる施設は公営住宅であるので、公営住宅の場合の算定基準（※）を適用して算定する。

（※） 建面積（320㎡）に20分の100を乗じたもの。

適正規模                     $320 \times 100 / 20 = 1, 600 \text{㎡}$

準適正規模                 $1, 600 \times 0.5 = 800 \text{㎡}$

時価売払いの面積  $3, 500 - (1, 600 + 800) = 1, 100 \text{㎡}$

（注） ① 1棟の建物に併設される各3条施設のうち、いずれが主たる施設であるかの判定は、専用部分の建物の延床面積によることとし、その最大のものを主たる施設とすることを基本とする。

② 併設施設の敷地の適正規模の認定基準が同一である場合（例えば、保育所及び児童館のように併設施設の全てが建面積を基に敷地の規模面積を算定する場）には、併せて、一つの施設とみなして取扱うものとする。

③ 適正規模及び準適正規模算定にあたっては、小数点以下第3位切り捨て。

## 「計算例」Ⅱ～b

1棟の建物に2以上の3条施設が併設される場合で、設置者が異なる場合（通達記の第1の2の（1）の口のiiiのb）

### 1. 事例

「計算例」Ⅱ～aの1に掲げる事例の場合で設置者が、公営住宅は県、幼稚園及び保育所は市とする。

### 2. 適正規模等の計算

「計算例」Ⅱ～aの2によって算定した全体の適正規模等の面積に、公営住宅又は幼稚園及び保育所に係る規模率をそれぞれ乗じて得た面積をもって、各設置者ごとの適正規模等の面積とする。

#### （1）規模率の算定

規模率は、各施設ごとの床面積を基準として次により計算する。

##### イ. 算定式

$$\text{公営住宅の規模率} = A / (A+B)$$

$$\text{幼稚園及び保育所の規模率} = B / (A+B)$$

#### 記号の説明

A：公営住宅の床面積（㎡未満は、四捨五入以下同じ。）

B：公営住宅以外の3条施設の床面積

（注）① 共用部分の床面積は、当該建物全体の各施設ごとの専用部分の延面積の割合によって各階ごとにあん分する。

ただし、同一階に設置者の異なる複数の3条施設又は3条施設とそれ以外の施設がある場合には

- ・共用部分が明確にその階のうちの1つの施設の用にのみ供するものと区分できる場合には、当該施設の専用部分と算定
- ・同一階内では各施設の専用部分と明確に区分できないが、同一階内の各施設のみ共用部分として区分可能な場合には、建物全体ではなく、各階ごと各施設の専用部分の延面積の割合によってあん分する。

② 屋上は、原則として規模率算定の対象としないものとするが、特定の用途（例えば、消防用の望楼の基礎）に供される場合で、



財務局長等が特に必要があると認めるときは、対象とすることができる。

ロ. 規模率の計算例

$$\begin{aligned}\text{公営住宅の規模率} &= A \div (A+B) \\ &= 2,240 \div \\ &\quad (2,240+320+320+320) \\ &= 2,240 \div 3,200 \\ &= 0.7\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{幼稚園及び保育所の規模率} &= B \div (A+B) \\ &= (320+320+320) \div \\ &\quad (2,240+320+320+320) \\ &= 960 \div 3,200 \\ &= 0.3\end{aligned}$$

(注) 規模率は、小数点以下第4位を四捨五入する。

ただし、規模率が0となる施設がある場合には、小数点以下第5位を四捨五入する。

(2) 適正規模等の計算

イ. 公営住宅（相手方、県）に係るもの

$$\begin{aligned}\text{適正規模} & 1,600 \times 0.7 = 1,120 \text{ m}^2 \\ \text{準適正規模} & 800 \times 0.7 = 560 \text{ m}^2 \\ \text{時価売払いの面積} & 1,100 \times 0.7 = 770 \text{ m}^2\end{aligned}$$

ロ. 幼稚園及び保育所（相手方、市）に係るもの

$$\begin{aligned}\text{適正規模} & 1,600 \times 0.3 = 480 \text{ m}^2 \\ \text{準適正規模} & 800 \times 0.3 = 240 \text{ m}^2 \\ \text{時価売払いの面積} & 1,100 \times 0.3 = 330 \text{ m}^2\end{aligned}$$

(注) ① 売払対象物件の面積が併設建物の全体を1施設とみなして算定した仮の計算上の適正規模等の面積を下まわる場合には、売払対象物件の面積の範囲内で全体の仮の適正規模等の面積を定め、これに規模率を乗じて算定する。

(1棟の併設建物において、設置者が異なる場合又は3条施設とそれ以外の施設が併設される場合等、適正規模の算定に当り、規模率を使用する場合において、以下同じ。)

この場合の算定方法は以下A及びBの例による。

A. 売払対象物件 土地 2,000㎡と仮定する。

売払対象物件 2,000㎡のうち 1,600㎡は適正規模にあて、残 400㎡を準適正規模とする。

適正規模等の計算

イ. 公営住宅(相手方、県)に係るもの

適正規模  $1,600 \times 0.7 = 1,120 \text{ m}^2$

準適正規模  $400 \times 0.7 = 280 \text{ m}^2$

ロ. 幼稚園及び保育所(相手方、市)に係るもの

適正規模  $1,600 \times 0.3 = 480 \text{ m}^2$

準適正規模  $400 \times 0.3 = 120 \text{ m}^2$

B. 売払対象物件 土地 1,500㎡と仮定する。

この場合は、売払対象物件の面積が仮の適正規模の面積の範囲内であるから、全て適正規模となり準適正規模はない。

適正規模等の計算

イ. 公営住宅(相手方、県)に係るもの

適正規模  $1,500 \times 0.7 = 1,050 \text{ m}^2$

ロ. 幼稚園及び保健所(相手方、市)に係るもの

適正規模  $1,500 \times 0.3 = 450 \text{ m}^2$

- ② 設例において、仮に、保育所が無償貸付の対象になる場合であっても、その敷地部分のみを貸付け、その他の部分を売払うという方法はとらないものとする。
- ③ 規模率を乗じた適正規模等の算定にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入する。

### 「計算例」Ⅲ

1棟の建物に、3条施設とそれ以外の施設が併設される場合(通達記の第1の2の(1)のロのiv)

(その1)

1棟の建物に3条施設と時価対象施設とが併設される場合

#### 1. 事例

(1) 売払対象物件 土地800㎡

(2) 相手方利用計画

(単位：㎡)

階別	施設別		
	児童館（減額）	市庁舎（時価）	計
3	240		240
2	180	60	240
1		240	240
計	420	300	720

## 2. 適正規模等の計算

(1) 建物の全体が児童館の用に供されるものとして、へき地診療所の場合の基準を適用して全体の敷地の仮の適正規模等を算定する。

$$\text{仮の適正規模} \quad 217.6 \times 10 / 6 = 362.66 \text{ m}^2$$

$$\text{仮の準適正規模} \quad 362.66 \times 0.5 = 181.33 \text{ m}^2$$

(注) ① 相手方の利用計画による建物の建面積（240㎡）が児童館（小型）にかかる建物の適正規模の面積（217.6㎡）を超えているので、敷地の仮の適正規模等は、上記のとおり算定することになる。

（通達の別表の「へき地診療所」の場合の建物敷地の適正規模認定基準の（注）参照）

② 建蔽率は、60%と仮定。

(2) 規模率の算定

イ. 算定式

$$\text{児童館の規模率} = B / (B+D)$$

記号の説明

B : 計算例Ⅱ～bの2の(1)のイに同じ

D : 時価対象施設のうち公的施設で営利を目的としないものの床面積

(注) 計算例Ⅱ～bの2の(1)のイの(注)①及び②に同じ

ロ. 規模率の計算例

$$\begin{aligned}
 \text{児童館の規模率} &= B \div (B+D) \\
 &= (180+240) \div \\
 &\quad (180+240+240+60) \\
 &= 420 \div 720 = 0.5833 \approx 0.583
 \end{aligned}$$

(3) 適正規模等の計算

$$\begin{aligned}
 \text{適正規模} & 362.66 \times 0.583 = 211.43 \text{ m}^2 \\
 \text{準適正規模} & 181.33 \times 0.583 = 105.72 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

(その2)

1棟の建物に3条施設、無償対象施設及び時価対象施設が併設される場合

1. 事例

- (1) 貸付対象物件 土地 2,000m<sup>2</sup>
- (2) 相手方の利用計画

(単位：m<sup>2</sup>)

階別	施設別				
	幼稚園 (減額)	児童館 (減額)	保育所 (無償)	市庁舎 (時価)	計
3	300	200		100	600
2	300		300		600
1			600		600
計	600	200	900	100	1,800

2. 適正規模等の計算

(1) 建物の適正規模

幼稚園	307 m <sup>2</sup>	}	計	1,424.6 m <sup>2</sup>
児童館(小型)	217.6 m <sup>2</sup>			
保育所	900 m <sup>2</sup>			

(2) 建物全体の敷地の仮の適正規模等

併設される各施設のうち、主たる施設は保育所及び児童館(計算例のⅡ～aの2の(注)の①、②参照)であるから、建物の全体が保育所又は児童館の用に供されるものとしてへき地診療所の場合の基準を適用し、全体の敷地の仮の適正規模等を算定する。即ち、相手方の利用計画による建物の建面積(600

m<sup>2</sup>) が、幼稚園、児童館及び保育所の建物の適正規模を合算した面積 (1, 424. 6 m<sup>2</sup>) を下回っているので、当該利用計画による建物の建面積を基準として、次のとおり計算する。

$$\text{適正規模} \quad 600 \times 10 / 6 = 1,000 \text{ m}^2$$

$$\text{準適正規模} \quad 1,000 \times 0.5 = 500 \text{ m}^2$$

### (3) 規模率の算定

#### イ. 算定式

$$\text{幼稚園及び児童館の規模率} = B / (B+C+D)$$

$$\text{保育所の規模率} = C / (B+C+D)$$

#### 記号の説明

B : 計算例Ⅱ～bの2の(1)のイに同じ

D : 計算例Ⅲ(その1)の2の(3)のイに同じ

C : 無償対象施設の床面積

(注) 計算例Ⅱ～bの2の(1)のイの(注)①及び②に同じ

#### ロ. 規模率の計算

$$\begin{aligned} \text{幼稚園及び児童館の規模率} &= B / (B+C+D) \\ &= (300+500) / \\ &\quad (300+500+600+300+100) \\ &= 800 / 1,800 \\ &= 0.4444 \doteq 0.444 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{保育所の規模率} &= C / (B+C+D) \\ &= (600+300) / \\ &\quad (300+500+600+300+100) \\ &= 900 / 1,800 = 0.5 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{時価貸付の規模率} &= 1 - (\text{幼稚園及び児童館の規模率} + \text{保育所の規模率}) \\ &= 1 - (0.444 + 0.5) = 0.056 \end{aligned}$$

(4) 減額貸付等の面積の計算

イ. 減額貸付（幼稚園及び児童館）面積

$$\text{適正規模} \quad 1,000 \times 0.444 = 444 \text{ m}^2$$

$$\text{準適正規模} \quad 500 \times 0.444 = 222 \text{ m}^2$$

ロ. 無償貸付（保育所）面積

$$(1,000 + 500) \times 0.5 = 750 \text{ m}^2$$

ハ. 時価貸付（市庁舎）面積

$$1,500 \times 0.056 = 84 \text{ m}^2$$

「計算例」Ⅳ

地形狭長等単独利用困難な土地（以下「単困財産」という。）を譲渡等する場合の具体的な取扱いは次のとおりとする。

(1) 普通財産のすべてが単困財産の場合

当該3条施設にかかる適正規模・準適正規模を算出のうえ、その範囲内で減額譲渡等を行うこととする。

普通財産	500 m <sup>2</sup> （すべて単困財産）
相手方保有地	1,700 m <sup>2</sup>
適正規模	1,000 m <sup>2</sup>
準適正規模	500 m <sup>2</sup>

この場合、普通財産は次のとおり区分される。

普通財産 500	相手方保有地 1,700	
適正規模 1,000	準適正規模 500	

したがって、普通財産500 m<sup>2</sup>は適正規模の減額率を適用できる。

(注) 平成14年3月29日付蔵理第1169号「優遇措置の取扱いについて」通達に留意すること。

(2) 普通財産が単困財産とそれ以外のもの（未利用地等）の場合

当該3条施設にかかる適正規模・準適正規模を算出のうえ、単困財産については、その範囲内で減額譲渡等を行うこととし、それ以外のもの（未利用地等）については、別途本通達記の第1の2の（1）のハのiii「普通財産と相手方保有財産とを一体として3条施設に供する場合」によるものとする。

普通財産	2, 200㎡
（うち単困財産	400㎡）
相手方保有地	1, 400㎡
適正規模	1, 000㎡
準適正規模	500㎡

図① 単困財産の部分

単困財産 400	
適正規模 1, 000	準適正規模 500

この場合、上記（1）「普通財産のすべてが単困財産の場合」に基づき算出する。

図② 未利用地等の部分

相手方保有地（※） 1, 400	未利用地等 1, 800
適正規模 1, 000	準適正規模 500
	時価 1, 700

※相手方保有地には、単困財産を含まない。

この場合、単困財産とは別に本通達記の第1の2の（1）のハのiii「普通財産と相手方保有財産とを一体として3条施設に供する場合」に基づき算出する。

したがって、本事例の場合は次のとおりとなる。

適正規模の減額率を適用できる普通財産 400㎡

(単困財産 400 m<sup>2</sup> + 未利用地等 0 m<sup>2</sup>)  
 準適正規模の減額率を適用できる普通財産 100 m<sup>2</sup>  
 (単困財産 0 m<sup>2</sup> + 未利用地等 100 m<sup>2</sup>)  
 時価による譲渡等となる普通財産 1,700 m<sup>2</sup>

(注) 平成14年3月29日付財理第1169号「優遇措置の取扱いについて」通達に留意すること。

「計算例」V

土地に付随する工作物の減額規模及び減額率

イ. 土地の評価額 1,000万円 売払価格 580万円

	(減額前)	(減額後)
5割減額対象分	600万円	300万円
4割 "	300 "	180 "
時価対象分	100 "	100 "

ロ. 工作物の評価額 100万円 売払価格 58万円

		(減額前)	(減額後)
5割減額対象分	$100 \times 6 / 10 =$	60万円	30万円
4割 "	$100 \times 3 / 10 =$	30 "	18 "
時価対象分	$100 \times 1 / 10 =$	10 "	10 "